

広島県耐震改修促進計画（第2期計画）

平成28年3月
広島県

目次

1	計画の概要	1
1.1	計画策定の要旨	1
1.2	計画の目的	1
1.3	計画の位置付け	2
1.4	用語の定義	3
2	計画期間	5
3	住宅・建築物の耐震化の現状と課題	6
3.1	想定される地震規模, 被害の状況	6
3.2	耐震化の現状	8
3.2.1	多数の者が利用する建築物の耐震化の現状	8
3.2.2	住宅の耐震化の現状	10
3.2.3	住宅・建築物の耐震化の課題	11
3.3	国の取組の方向性	11
4	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	12
4.1	基本方針	12
4.2	耐震化の目標	13
4.2.1	多数の者が利用する建築物の耐震化の目標	13
4.2.2	住宅の耐震化の目標	13
4.3	県民の意識啓発による耐震化の促進	13
5	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	14
5.1	耐震診断・改修に関わる取組の方向性と施策	14
5.2	主体別の役割分担	14
5.3	大規模建築物に関する事項	20
5.4	大規模地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項	23
5.4.1	防災業務等の中心となる建築物の指定	23
5.4.2	防災業務等の中心となる建築物の耐震化に向けた取組	23
5.4.3	耐震診断の結果の報告を義務付ける建築物	24
5.5	地震発生時に通行を確保すべき道路等に関する事項	26
5.5.1	耐震改修促進法第5条第3項第二号の規定に基づく道路の指定	26
5.5.2	耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づく道路の指定	29
5.6	安心して耐震改修を行なうことができるようにするための環境整備	30
5.6.1	耐震診断・改修の技術講習会の開催	30

5.6.2	耐震改修の工法の普及.....	30
5.7	地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事項.....	31
5.7.1	がけ地近接等危険住宅移転事業.....	31
5.7.2	住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業.....	31
5.7.3	住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業.....	31
5.8	建築物の総合的な安全対策に関する事項.....	31
5.8.1	既存建築物の総合的な安全対策.....	31
5.8.2	被災建築物応急危険度判定.....	32
5.9	特定優良賃貸住宅の空き家を活用するための特例に関する事項.....	33
5.9.1	特定優良賃貸住宅の概要.....	33
5.9.2	特定優良賃貸住宅の空き家を活用するための特例.....	33
6	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及.....	34
6.1	地震防災マップの作成・公表.....	34
6.2	相談体制の整備及び情報提供の充実.....	36
6.3	パンフレットの作成・配布，セミナー・講習会の開催.....	36
6.3.1	パンフレットの作成・配布.....	36
6.3.2	セミナー・講習会の開催.....	37
6.4	リフォームにあわせた耐震改修の誘導.....	37
7	建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項.....	38
7.1	耐震改修促進法による勧告又は命令等の実施.....	38
7.1.1	指導・助言の対象となる建築物.....	38
7.1.2	指示の対象となる建築物.....	38
7.1.3	指導・助言，指示，公表の実施方針.....	38
7.1.4	指導・助言，指示，公表の実施方法.....	38
7.2	建築基準法による勧告又は命令等の実施.....	39
7.2.1	建築基準法による勧告・命令の概要.....	39
7.2.2	建築基準法による勧告・命令の実施方針.....	39
8	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項.....	40
8.1	市町が定める耐震改修促進計画.....	40
8.2	建築関係団体，特定非営利活動法人（N P O）等との連携.....	40
8.3	耐震改修関係協議会等の概要と取組の継続.....	40
8.3.1	耐震改修促進計画推進協議会.....	40
8.3.2	耐震改修促進計画市町調整会議.....	41

8.3.3	広島県建築安全安心マネジメント推進協議会	41
8.4	その他	41
8.4.1	地震保険の加入促進への普及・啓発.....	41
8.4.2	計画の見直し	42

別表 防災業務等の中心となる建築物

1 計画の概要

1.1 計画策定の要旨

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,400 人を超える尊い命が奪われた。

その後も、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震など、大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。

このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

さらに、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

本県に甚大な被害をもたらす可能性がある南海トラフ地震の 30 年発生確率は 70%¹とされており、住宅・建築物の耐震化が急務となっている。

一方で、住宅・建築物の耐震化が全国的に当初の目標から遅延しており、国は平成 25 年 11 月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）を改正し、不特定多数の者や避難弱者が利用する大規模な建築物に耐震診断を義務付ける等、住宅・建築物の更なる耐震化の促進に向けた取り組みが強化されたところである。

また、市街地の防火性能の強化やブロック塀等の安全対策、屋外広告物の落下防止対策等、建築物に係る総合的な安全対策についても推進する必要がある。

こうした状況を踏まえ、広島県耐震改修促進計画（第 2 期計画）を定める。

1.2 計画の目的

県内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

¹ 文部科学省地震調査研究推進本部

1.3 計画の位置付け

本計画は、「ひろしま未来チャレンジビジョン」で目指す安全な暮らしづくりの実現に向け、「社会資本未来プラン」、「広島県強靱化地域計画」及び「広島県地域防災計画」の関連計画として、耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づき、県内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として策定するものである。

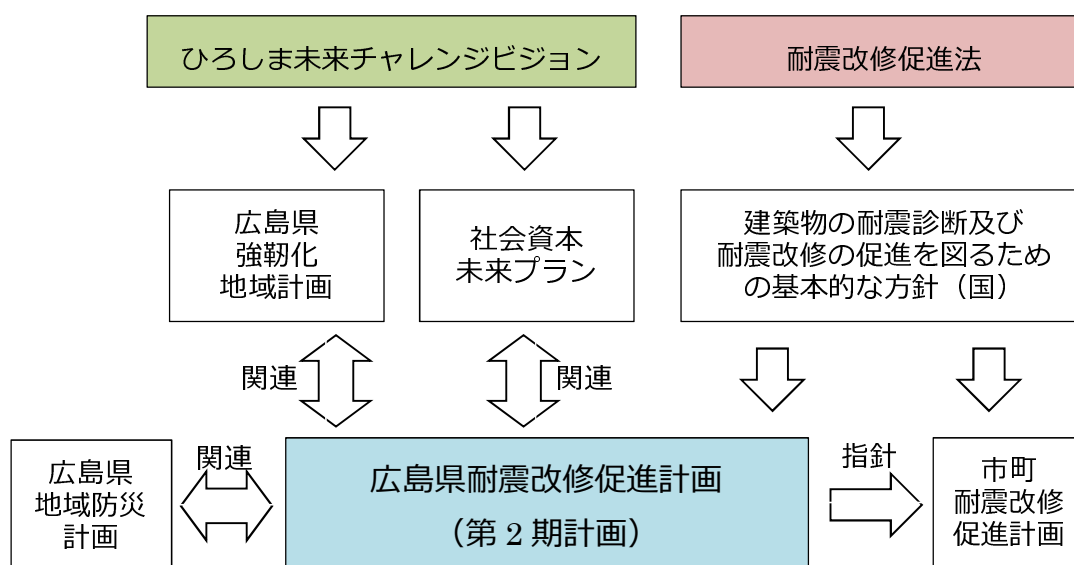


図 1-1 広島県耐震改修促進計画（第2期計画）の位置付け

1.4 用語の定義

本計画で使用する主な用語について、以下の通り定義するほか、特に定めのない場合には、耐震改修促進法、同法関係政省令及び関連告示の用語の例による。

用語	定義
耐震診断	建築物の地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。
所管行政庁	建築主事を置く市町の区域（広島市、呉市、福山市、東広島市、三原市、尾道市、廿日市市）においては当該市町の長をいい、その他の市町の区域においては知事をいう。 ただし、その他の市町の区域において、建築基準法第 97 条の 2 第 1 項又は第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く市町の区域については、建築基準法第 6 条第 1 項第四号に掲げる建築物のみを対象に、当該市町の長（平成 27 年 4 月 1 日現在、三次市）が所管行政庁となる。
旧耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日の耐震基準の見直しがされる前に工事着工した建築物に適用されていた耐震基準。
新耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日以降に工事着工した建築物に適用される耐震基準。
耐震性	耐震性の有無は、大地震に対し、新耐震基準と同程度の耐震性能を有するか否かにより判定する。 耐震性を有する建築物は、ごくまれに発生する大地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと考えられる。
耐震化率	ある集団に含まれるすべての建築物のうち、耐震性を有する建築物（新耐震基準によるもの、耐震診断の結果耐震性を有するとされたもの、耐震改修を実施したもの。）の割合
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（耐震関係規定）に適合しない建築物で、同法第 3 条第二項の規定の適用を受けているものをいう。
多数の者が利用する建築物	本計画では、耐震改修促進法第 14 条各号に掲げる用途・規模の要件に該当するすべての建築物をいう。

用語	定義
耐震不明建築物	旧耐震基準の建築物をいう。(昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築, 改築, 大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事(耐震改修促進法施行令第 3 条各号に該当する場合を除く。)に着手し, 検査済証の交付を受けたものを除く。)
要緊急安全確認大規模建築物	病院, 店舗, 旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校, 老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの(耐震不明建築物に限る。)をいう。 本計画では, 以下「大規模建築物」という。 詳細は 5.3 による。
防災拠点建築物	大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物をいい, 県が耐震改修促進計画に対象建築物(耐震不明建築物に限る。)を記載することで, 耐震診断を義務付けることができる。詳細は 3.3 による。
防災業務等の中心となる建築物	防災拠点建築物のうち, 県が広島県耐震改修促進計画(平成 18 年度~平成 27 年度)(以下「第 1 期計画」という。)で記載により指定した, 官公署, 空港, 病院, 避難所等の建築物をいい, 県ホームページで耐震化の取組状況を公表している。詳細は 5.4 による。
避難路沿道建築物	県又は市町が耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の道路にその敷地が接する一定の高さを超える耐震不明建築物をいう。 県又は市町が耐震改修促進計画に対象となる道路を記載することで, 耐震診断を義務付けることができる。 詳細は 3.3 による。
広域緊急輸送道路沿道建築物	県が本計画で耐震診断を義務付ける広域緊急輸送道路 ² (表 5-8 で指定する区間に限る。)にその敷地が接する一定の高さを超える耐震不明建築物をいう。 詳細は 5.5 による。
要安全確認計画記載建築物	防災拠点建築物又は避難路沿道建築物であって, 耐震診断を義務付けられた建築物をいう。
特定既存耐震不適格建築物	多数の者が利用する建築物のうち, 既存耐震不適格建築物であるものをいう。(要安全確認計画記載建築物及び大規模建築物を除く。)

²広島県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成 25 年 6 月)に定める, 広域的な災害支援に資する路線 (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/98/kinkyuuyusoudouro.html>)

2 計画期間

ひろしま未来チャレンジビジョンや社会資本未来プランの計画期間との整合を図り、本計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とする。

3 住宅・建築物の耐震化の現状と課題

3.1 想定される地震規模、被害の状況

広島県地震被害想定調査（平成 25 年 10 月）では、以下の想定地震を選定し、これらの地震による建物被害・人的被害等を調査した。

表 3-1 広島県地震被害想定調査（平成 25 年 10 月）での想定地震

地震名	地震規模 ^{※1}	地震タイプ	今後 30 年以内の発生確率 ^{※2}
南海トラフ巨大地震	9.0	プレート間	70%程度 ^{※2}
安芸灘～伊予灘～豊後水道	6.7～7.4	プレート内	40%
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	8.0 程度 若しくは それ以上	地殻内	ほぼ 0～0.3%
石鎚山脈北縁	7.3～8.0 程度	地殻内	ほぼ 0～0.3%
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	8.0 程度 若しくは それ以上	地殻内	ほぼ 0～0.3%
五日市断層	7.0 程度	地殻内	不明
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）	6.5 程度	地殻内	不明
岩国断層帯	7.6 程度	地殻内	0.03～2%
安芸灘断層群（主部）	7.0 程度	地殻内	0.1～10%
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）	7.4 程度	地殻内	不明
長者ヶ原断層－芳井断層	7.4 ^{※3}	地殻内	－
どこでも起こりうる直下の地震	6.9	地殻内	－

出典：広島県地震被害想定調査（平成 25 年 10 月）

※1：気象庁マグニチュード（南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード）

※2：南海トラフ地震の発生確率（出典：文部科学省地震調査研究推進本部）

※3：松田（1975）の式（ $\log L=2.9+0.6M$ ）により計算

表 3-2 想定地震における揺れによる建物被害の想定結果

(単位：棟)

地震名	想定ケース	全壊棟数
南海トラフ巨大地震	陸側ケース	14,501
安芸灘～伊予灘～豊後水道	北から破壊	13,581
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	西から破壊	3,708
石鎚山脈北縁	西から破壊	0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	東から破壊	15
五日市断層	北から破壊	2,858
己斐－広島西縁断層帯 (M6.5)	北から破壊	4,010
岩国断層帯	東から破壊	1,125
安芸灘断層群 (主部)	北から破壊	26
安芸灘断層群 (広島湾－岩国沖断層帯)	北から破壊	2,991
長者ヶ原断層－芳井断層	西から破壊	43,879

出典：広島県地震被害想定（平成 25 年 10 月）

表 3-3 想定地震における建物倒壊による人的被害の想定結果

(単位：人)

地震名	死者数
南海トラフ巨大地震	926
安芸灘～伊予灘～豊後水道	857
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	237
石鎚山脈北縁	0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	1
五日市断層	177
己斐－広島西縁断層帯 (M6.5)	247
岩国断層帯	71
安芸灘断層群 (主部)	2
安芸灘断層群 (広島湾－岩国沖断層帯)	184
長者ヶ原断層－芳井断層	2,822

出典：広島県地震被害想定（平成 25 年 10 月）

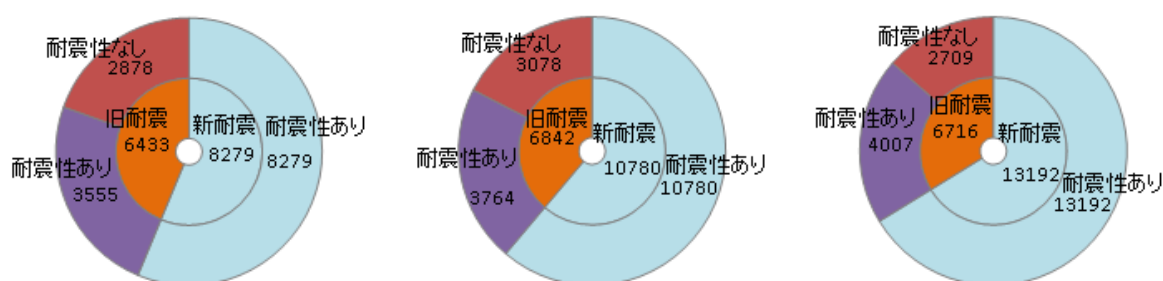
3.2 耐震化の現状

3.2.1 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

県の実施した調査結果から、平成 27 年度末の多数の者が利用する建築物の総数は、約 19,900 棟あると考えられる。

そのうち、新耐震基準に基づいて建築されたものが約 13,200 棟（約 66.3%）あり、旧耐震基準に基づいて建築されているもののうち、耐震性を有すると思われるものが約 4,000 棟（20.1%）ある。

このことから、約 17,200 棟の建築物が耐震性を有していると考えられ、平成 27 年度末の多数の者が利用する建築物の耐震化率は 86.4%と推計した。



平成 18 年 3 月	平成 22 年 1 月	平成 27 年度末 (推計)
総棟数：14,712 棟	総棟数：17,622 棟	総棟数：19,908 棟
耐震性あり：11,834 棟 耐震性なし：2,878 棟	耐震性あり：14,544 棟 耐震性なし：3,078 棟	耐震性あり：17,199 棟 耐震性なし：2,709 棟
耐震化率：80%	耐震化率：82.5%	耐震化率：86.4%

図 3-1 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

表 3-4 県全体での旧耐震基準の多数の者が利用する建築物の現状（平成 27 年度末）

（単位：棟）

用 途	対象棟数	耐震診断実施棟数			耐震診断未実施の棟数	耐震改修未実施の棟数
			耐震改修が必要な棟数			
			耐震改修実施済棟数			
小学校，中学校等	839	693	609	282	146	473
高校，大学等	214	86	83	68	128	143
体育館等運動施設	22	11	8	4	11	15
病院，診療所	178	32	28	18	146	156
劇場，集会場等	112	14	10	2	98	106
店舗，飲食店等	259	20	14	13	239	240
ホテル，旅館	125	10	7	3	115	119
賃貸住宅等	2,162	575	71	32	1,587	1,626
事務所	733	116	76	49	617	644
社会福祉施設等	51	5	3	1	46	48
幼稚園，保育所	219	61	29	9	158	178
博物館，美術館，図書館	12	4	4	1	8	11
工場	328	79	64	20	249	293
自動車車庫等	36	5	4	1	31	34
庁舎等	108	70	67	21	38	84
危険物の貯蔵場	597	13	11	5	584	590
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ，多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり，その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	721	59	45	12	662	695
合 計	6,716	1,853	1,133	541	4,863	5,455

※表中の対象棟数は図 3-1 に示す平成 27 年度末の旧耐震の多数の者が利用する建築物 6,716 棟（推計値）の内訳である。

3.2.2 住宅の耐震化の現状

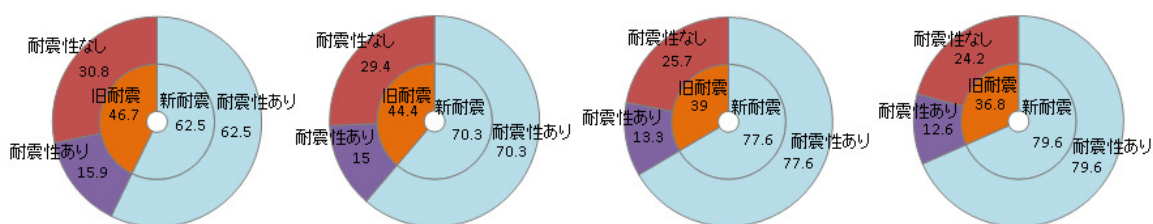
平成 25 年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）では、県内の住宅のうち、人が居住している住宅数は、約 116.6 万戸となっている。

人が居住している住宅について、建設年代別にみると、昭和 56 年以降の新耐震基準に従って建設された住宅が約 77.6 万戸（66%）あり、それ以外の約 39 万戸（34%）が昭和 55 年以前の旧耐震基準に従って建築された住宅である。

国の推計方法に準じて推計を行うと、この 39 万戸のうち約 13.3 万戸（11%）は、耐震性を有しているものと考えられる。

以上のことから、県内の住宅（居住のある住宅）のうち、約 90.9 万戸（77.9%）が耐震性を有しており、住宅の耐震化率は 77.9%である。

また、平成 27 年度末の住宅の耐震化率は 79.2%と推計した。



平成 15 年度	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 27 年度 (推計)
総戸数：109.2 万戸	総戸数：114.7 万戸	総戸数：116.6 万戸	総戸数：116.4 万戸
耐震性あり：78.4 万戸	耐震性あり：85.3 万戸	耐震性あり：90.9 万戸	耐震性あり：92.2 万戸
耐震性なし：30.8 万戸	耐震性なし：29.4 万戸	耐震性なし：25.7 万戸	耐震性なし：24.2 万戸
耐震化率：72%	耐震化率：74.3%	耐震化率：77.9%	耐震化率：79.2%

図 3-2 住宅の耐震化の進捗状況

3.2.3 住宅・建築物の耐震化の課題

新設住宅着工戸数の鈍化や耐震化に要する費用が大きいこと等を要因として、耐震化が見込みほど進んでおらず、多数の者が利用する建築物、住宅とも第1期計画の目標値に達していない。

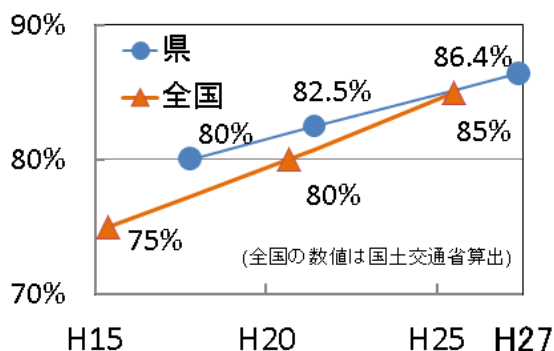


図 3-3 多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移

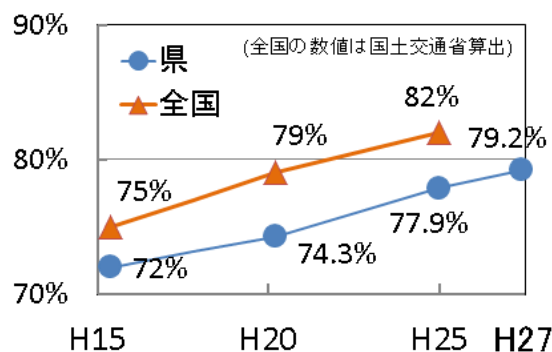


図 3-4 住宅の耐震化率の推移

3.3 国の取組の方向性

国は大規模地震の発生の切迫性が指摘されており、ひとたび大規模地震が発生すると甚大な被害が予想されることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施する必要があるとして、大規模建築物、防災拠点建築物、避難路沿道建築物への耐震診断の義務付け及び耐震診断の結果の公表を柱とした改正耐震改修促進法を平成 25 年 11 月 25 日に施行した。

表 3-5 改正耐震改修促進法による耐震診断の義務付け対象建築物

対象建築物	義務付け指定方法	診断結果の報告期限
大規模建築物	法律（附則第 3 条）	平成 27 年 12 月末
防災拠点建築物 ^{※1}	県の耐震改修促進計画	県が指定する期限
避難路沿道建築物 ^{※2}	県又は市町の耐震改修促進計画	県又は市町が指定する期限

※1 県が耐震診断を義務付ける防災拠点建築物については、5.4.3 を参照

※2 県が耐震診断を義務付ける避難路沿道建築物については、5.5.1 を参照

4 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

4.1 基本方針

本計画では、大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生する恐れがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に係る防災拠点建築物及び避難路沿道建築物の耐震化を重点的に進める。

また、県、市町及び関係団体等が連携して、県内の住宅・建築物の耐震化を含めた総合的な安全対策を計画的に促進するとともに、県民の耐震化の必要性の認識が向上するよう意識啓発を行い、自主的な耐震化を促進する。

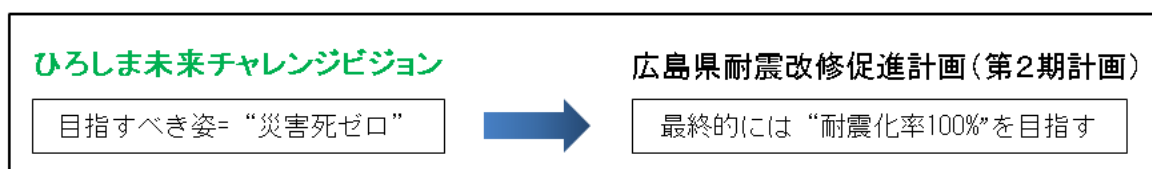


図 4-1 第2期計画の基本方針

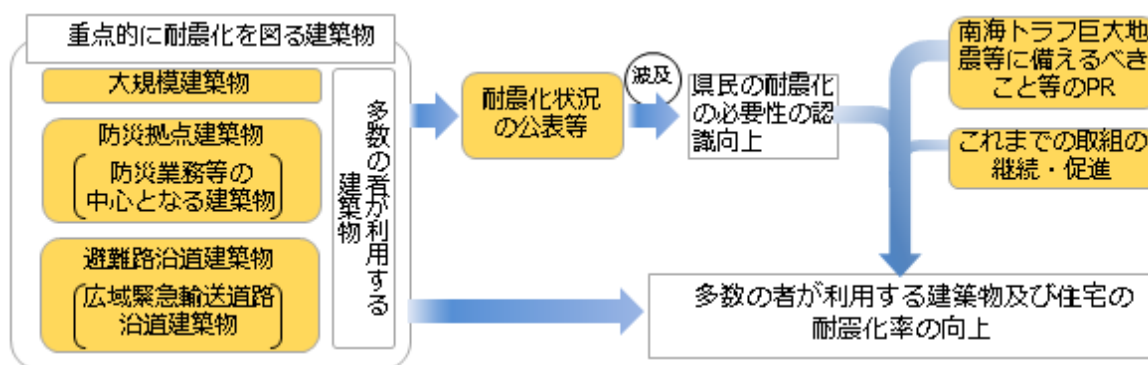


図 4-2 第2期計画における耐震促進のスキーム

4.2 耐震化の目標

本県においても大規模地震により、甚大な被害が予測されており、住宅・建築物の耐震化が急務であることから、次のとおり目標を定める。

4.2.1 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

15年後に多数の者が利用する建築物の耐震化率を100%とすることを目指し、平成32年度末の耐震化率の目標値を92%とする。



図 4-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

4.2.2 住宅の耐震化の目標

20年後に住宅の耐震化率を100%とすることを目指し、平成32年度末に耐震化率の目標値を85%とする。

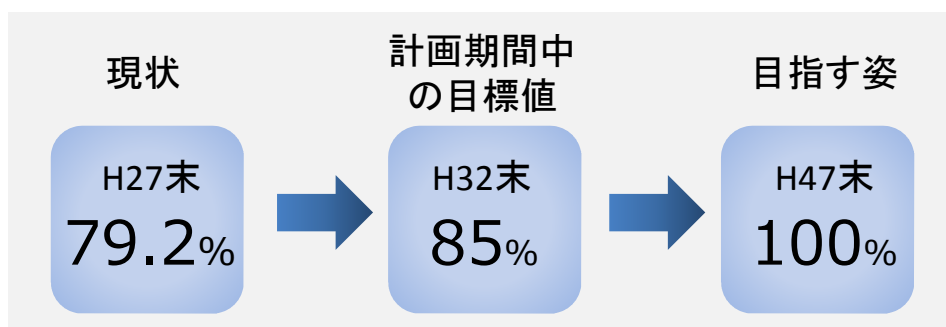


図 4-4 住宅の耐震化の目標

4.3 県民の意識啓発による耐震化の促進

本県に甚大な被害をもたらす可能性がある南海トラフ地震については30年発生確率が70%とされており、県民ひとりひとりが防災意識を高め、地震が起こることを知り、地震に備えることが重要である。

県民の地震に備える防災意識を10年後に100%とすることを目指し、平成32年度末の目標値を85%とする。

5 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

5.1 耐震診断・改修に関わる取組の方向性と施策

第2期計画において、県及び市町は次の表の通り施策を実施する。

表 5-1 第2期計画における施策体系表

対象建築物	取組の方向性（施策）	取組主体		
全般事項	相談体制の整備や情報提供の充実	県	市町	
	関係団体との連携等による普及啓発	県	市町	
多数の者が 利用する建築物 重点的に耐震化を促進する建築物	市町の支援制度の継続，創設の促進		市町	
	公共建築物の計画的な耐震化	県	市町	
	所有者への意識啓発 （南海トラフ巨大地震等に備えるべきことのPR等）	県	市町	
	大規模建築物	公表した耐震化状況の更新	県	所管 行政庁
		民間建築物の耐震改修への支援の検討	県	市町
	防災拠点建築物 （防災業務等の 中心となる建築物）	公表した耐震化状況の更新	県	
		耐震診断の義務付け（報告期限：H30年度末） （診断未実施又は耐震化の計画がないものに限る）	県	
		耐震診断を義務付けた建築物の耐震診断結果の公表	県	所管 行政庁
	避難路沿道建築物 （広域緊急輸送道路 沿道建築物）	耐震診断の義務付け（報告期限：H32年度末）	県	
		民間建築物の耐震診断への支援の検討	県	
民間建築物の耐震改修への支援の検討		県	市町	
住 宅	市町の支援制度の改善，創設の促進	県	市町	
	所有者への意識啓発等 （南海トラフ巨大地震等に備えるべきことのPR等）	県	市町	

5.2 主体別の役割分担

建物の所有者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建物の防災対策上重要であり、また大規模地震によって生じる甚大な被害の軽減対策として有効であるという基本的な認識に基づき、県、市町、建築関係団体等、建物所有者等は、耐震化の促進を図るため以下の事項の実施に努めることとする。

1. 県

(1) 県耐震改修促進計画の策定

- ア 広島県の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するため、広島県耐震改修促進計画を策定し、必要に応じて見直しする。
- イ 県内の市町の耐震改修促進計画の策定及び適切な更新等を促進する。
- ウ 所管行政庁が特定既存耐震不適格建築物の所有者等に行う耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示、公表の方針を定める。

(2) 耐震上特に重要な建築物の耐震化に向けた重点的取組

- ア 大規模建築物の耐震改修への支援制度の創設を検討する。
- イ 所管行政庁として大規模建築物の耐震診断結果を公表し、適宜更新する。
- ウ 防災業務等の中心となる建築物の耐震化の取組状況を公表し、適宜更新する。
- エ 防災業務等の中心となる建築物のうち、耐震診断を実施しておらず、かつ、平成 30 年度までに耐震改修等の計画のないものへ耐震診断及び診断結果の報告を義務付ける。
- オ 所管行政庁として、耐震診断を義務付けた防災業務等の中心となる建築物の耐震診断結果を公表し、適宜更新する。
- カ 広域緊急輸送道路沿道建築物に耐震診断及び診断結果の報告を義務付ける。
- キ 広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修への支援制度の創設を検討する。
- ク 所管行政庁として、広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断結果を公表し、適宜更新する。

表 5-2 耐震上特に重要な建築物の耐震対策の考え方

対象建築物	耐震対策の必要性	考え方
大規模建築物	不特定多数の者が利用するものであり、県民誰もが被災する可能性があるため、重点的に耐震化を促進する。	耐震化の取組状況を公表し、耐震化を促す
防災拠点建築物 〔防災業務等の中心となる建築物〕	防災拠点建築物のうち、防災業務等の中心となる建築物については、被災直後から人命救助、復旧に必要で代替が困難な建築物であるため、重点的に耐震化を促進する。	
避難路沿道建築物 〔広域緊急輸送道路沿道建築物〕	避難路沿道建築物のうち、広域緊急輸送道路沿道建築物については、多数の者の避難や県外からの救援・救護活動のために道路機能を保持する必要があるため、重点的に耐震化を促進する。	

(3) 県民の意識啓発等

- ア 南海トラフ巨大地震等に備えるべきことを市町、消防や関係部局等と連携し、幅広い媒体を活用して積極的に広報する。
- イ 火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発を行う。
- ウ 防火地域、準防火地域の指定や見直しを市町に働きかける等により、市街地の防火性能の強化を図る。

(4) 関係団体との連携等による普及啓発

- ア 耐震診断・改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・改修の講習会や耐震改修の工法の普及を図る。
- イ 市町及び建築関係団体との連携体制を構築し、耐震診断・改修の情報提供、耐震診断・改修の知識の普及・啓発などを行う。
- ウ 市町への技術的支援を行うため、県に耐震化の相談窓口を設置する。

(5) 相談体制の整備や情報提供の充実

安心して耐震診断・改修が行える環境を整備するため、耐震診断・改修の相談体制の整備やセミナーの開催、耐震診断・改修や地震防災の情報提供の充実を図るなど総合的な地震防災対策を実施する。

(6) 耐震診断及び耐震改修の推進及び促進

- ア 県有建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。
- イ 広域緊急輸送道路以外の緊急輸送道路について、耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づく指示対象の路線として位置付け、耐震化を促進する。
- ウ 所管行政庁として、耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定、地震に対する安全性に係る認定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定を行う。
- エ 所管行政庁として、特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対して、耐震改修促進法に基づく指導、指示等を行う。
- オ 所管行政庁として、特定既存耐震不適格建築物の把握、台帳整備、耐震診断・改修の進捗状況の把握を行う。

2. 市町（所管行政庁）

(1)市町耐震改修促進計画の策定

住民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するため、市町の耐震改修促進計画を策定し、適切に更新等する。

(2)耐震上特に重要な建築物の耐震化に向けた重点的取組

ア 大規模建築物の耐震改修への支援制度の創設を検討する。

イ 所管行政庁として大規模建築物の耐震診断結果を公表し、適宜更新する。

ウ 所管行政庁として、県が耐震診断を義務付けた防災業務等の中心となる建築物の耐震診断結果を公表し、適宜更新する。

エ 広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修への支援制度の創設を検討する。

オ 所管行政庁として広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断結果を公表し、適宜更新する。

カ 広域緊急輸送道路以外の道路について、耐震改修促進法第 6 条第 3 項第一号の規定に基づく耐震診断の義務付け及び耐震診断・耐震改修の支援制度の創設を検討する。

キ 必要に応じて広域緊急輸送道路以外の道路について、耐震改修促進法第 6 条第 3 項第二号の規定に基づく指示対象路線として位置付け、耐震化を促進することを検討する。

(3)県民の意識啓発等

ア 南海トラフ巨大地震等に備えるべきことを県、消防や関係部局等と連携し、幅広い媒体を活用して積極的に広報する。

イ 火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発を行う。

ウ 消防力を踏まえて、市街地の防火性能の強化を図る。

(4)相談体制の整備や情報提供の充実

ア 耐震診断・改修の相談体制の整備や情報提供の充実を図る。

イ 地震防災マップの作成、セミナーや講習会の開催など地震防災の情報提供の充実を図る。

(5)関係団体との連携等による普及啓発

ア 耐震診断・改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・改修の講習会や耐震改修の工法の普及を図る。

イ 県及び建築関係団体との連携体制を構築し、耐震診断・改修の情報提供、耐震診断・改修の知識の普及・啓発などを行う。

(6)耐震診断及び耐震改修の推進及び促進

- ア 市町有建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。
- イ 住宅・建築物の耐震診断・改修への支援制度の創設を検討する。
- ウ 住宅・建築物の耐震診断・改修への支援制度を創設済の制度については、県民がより使いやすい制度への改善等を検討する。
- エ 所管行政庁として、耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定、地震に対する安全性に係る認定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定を行う。
- オ 所管行政庁として、特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対して、耐震改修促進法に基づく指導、指示等を行う。
- カ 所管行政庁として、特定既存耐震不適格建築物の把握、台帳整備、耐震診断・改修の進捗状況の把握を行う。

3. 市町（所管行政庁以外）

(1)市町耐震改修促進計画の策定

住民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するため、市町の耐震改修促進計画を策定し、適切に更新等する。

(2)耐震上特に重要な建築物の耐震化に向けた重点的取組

- ア 大規模建築物の耐震改修への支援制度の創設を検討する。
- イ 広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修への支援制度の創設を検討する。
- ウ 広域緊急輸送道路以外の道路について、耐震改修促進法第 6 条第 3 項第一号の規定に基づく耐震診断の義務付け及び耐震診断・耐震改修の支援制度の創設を検討する。

(3)県民の意識啓発等

- ア 南海トラフ巨大地震等に備えるべきことを県、消防や関係部局等と連携し、幅広い媒体を活用して積極的に広報する。
- イ 火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発を行う。
- ウ 消防力を踏まえて、市街地の防火性能の強化を図る。

(4)相談体制の整備や情報提供の充実

- ア 耐震診断・改修の相談体制の整備や情報提供の充実を図る。
- イ 地震防災マップの作成、セミナーや講習会の開催、地震防災の情報提供の充実を図る。

(5)関係団体との連携等による普及啓発

- ア 耐震診断・改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・改修の講習会や耐震改修の工法の普及を図る。
- イ 県及び建築関係団体との連携体制を構築し、耐震診断・改修の情報提供、耐震診断・改修の知識の普及・啓発などを行う。

(6)耐震診断及び耐震改修の推進及び促進

- ア 市町有建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。
- イ 住宅・建築物の耐震診断・改修への支援制度の創設を検討する。
- ウ 住宅・建築物の耐震診断・改修への支援制度を創設済の制度については、県民がより使いやすい制度への改善等を検討する。

4. 建築関係団体等

- ア 耐震診断・改修の相談窓口を設ける。
- イ 耐震診断・改修の情報提供、耐震診断・改修の知識の普及・啓発を行う。
- ウ 耐震診断・改修に関する講習会の開催など会員の技術の向上に努める。
- エ 耐震改修の工法開発に努める。

5. 建物所有者等

- ア ひとりひとりが地震発生の危険性や、その予測される程度などを、正しく知り、また普段からどのように備えておけばよいのか、知っておくよう努める。
- イ 所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うように努める。
- ウ 総合的な地震対策として、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス・外壁タイル・屋外広告物等の落下防止対策を行うように努める。
- エ 地震に備え、地震保険の加入や家具の転倒防止対策を実施するように努める。

5.3 大規模建築物に関する事項

耐震改修促進法の改正により、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等（耐震不明建築物に限る。）について、平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断を実施し、その結果を報告することが義務付けられ、所管行政庁が当該結果の公表を行うこととされた。

対象となる建築物の概要を表 5-4、表 5-5 に示す。

各所管行政庁は、耐震診断の結果等を建築物の用途ごとに一覧できるように取りまとめた上で、ホームページ等で公表する。

表 5-3 耐震改修促進法附則第 3 条の規定に基づく大規模建築物への耐震診断の義務付け

対象建築物	耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項に定める耐震不明建築物 (規模等の要件は表 5-4 及び表 5-5 を参照)
耐震診断結果の報告期限	平成 27 年 12 月 31 日

表 5-4 大規模建築物の規模要件

用途	義務付け対象となる規模 (階数は、地階を含む)	
小学校, 中学校, 義務教育学校, 中等教育学校の前期課程, 若しくは特別支援学校	階数 2 以上及び床面積の合計 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	
体育館 (一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上及び床面積の合計 5,000 m ² 以上	
ボーリング場, スケート場, 水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上及び床面積の合計 5,000 m ² 以上	
病院, 診療所		
劇場, 観覧場, 映画館, 演芸場		
集会場, 公会堂		
展示場		
百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル, 旅館	階数 2 以上及び床面積の合計 5,000 m ² 以上	
老人ホーム, 老人短期入所施設, 福祉ホームその他これらに類するもの		
老人福祉センター, 児童厚生施設, 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園, 保育所	階数 2 以上及び床面積の合計 1,500 m ² 以上	
博物館, 美術館, 図書館	階数 3 以上及び床面積の合計 5,000 m ² 以上	
遊技場		
公衆浴場		
飲食店, キャバレー, 料理店, ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店, 質屋, 貸衣装屋, 銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの (一般公共の用に供されるもの)		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所, 税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		階数 1 以上及び床面積の合計 5,000 m ² 以上 ※規制対象となる危険物の量及び敷地境界線からの距離が表 5-5 に該当するものに限る

表 5-5 規制対象となる危険物の数量及び敷地境界線からの距離

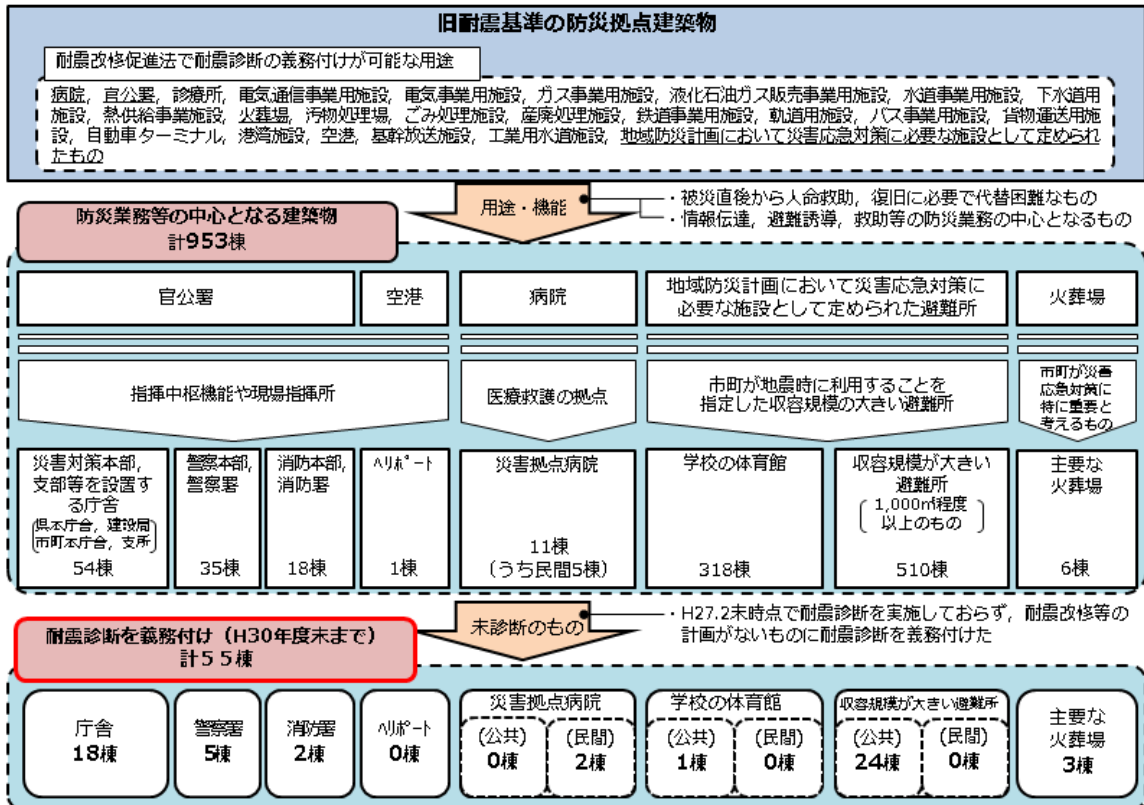
危険物の種類	危険物の数量	敷地境界線からの距離
1. 火薬類 (1)火薬 (2)爆薬 (3)工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 (4)銃用雷管 (5)実包若しくは空包, 信管若しくは火管又は電気導火線 (6)導爆線又は導火線 (7)信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 (8)その他の火薬, 爆薬を使用した火工品	10t 5t 50 万個 500 万個 5 万個 500km 2t 火薬 10t 爆薬 5t	火薬類取締法施行規則で規定する第 1 種保安物件に対する保安距離 (火薬類の種類及び数量により異なる)
2. 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量	50m
3. 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第六号に規定する可燃性固体類	30t	50m
4. 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第八号に規定する可燃性液体類	20 m ³	50m
5. マッチ	300 マッチトン	50m
6. 可燃性のガス (7 及び 8 を除く)	20,000 m ³	13(1/3)m≒13.33m
7. 圧縮ガス	20 万m ³	施設の内容により異なる
8. 液化ガス	2,000t	施設の内容により異なる
9. 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る)	20t	
10. 毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	200t	

※表中の数量以上かつ, 距離以内のものが対象

5.4 大規模地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項

5.4.1 防災業務等の中心となる建築物の指定

旧耐震の防災拠点建築物のうち、被災直後から人命救助、復旧に必要で代替が困難な建築物を、防災業務等の中心となる建築物として、別表のとおり指定する。



図中の棟数は H28.3 時点

図 5-1 防災拠点建築物と防災業務等の中心となる建築物の相関図

5.4.2 防災業務等の中心となる建築物の耐震化に向けた取組

1. 耐震化に向けた取組

大規模地震の発生が逼迫していることから、防災業務等の中心となる建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められる場合、当該建築物について耐震改修等を行うよう努めることとする。

2. 耐震化に向けた取組状況の公表

防災業務等の中心となる建築物の耐震診断の実施状況、診断結果及び耐震改修の実施状況等を県ホームページ等で毎年度公表する。

5.4.3 耐震診断の結果の報告を義務付ける建築物

1. 耐震診断の義務付け対象となる建築物

防災業務等の中心となる建築物のうち、平成 27 年 2 月末時点で耐震診断を実施しておらず、耐震改修等の計画がない建築物（別表の（い）欄に○印を付した建築物）を耐震改修促進法第 5 条第 3 項第一号の規定による要安全確認計画記載建築物として指定する。

当該建築物の所有者は、原則として平成 30 年 3 月 31 日までに耐震診断を実施することとする。

2. 耐震診断の結果の報告期限

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第一号の規定による耐震診断の結果の報告期限は、平成 31 年 3 月 31 日とする。

表 5-6 耐震改修促進法第 5 条第 3 項第一号の規定に基づく建築物の指定

対象建築物	防災業務等の中心となる建築物のうち、平成 27 年 2 月末時点で耐震診断を実施しておらず、耐震改修等の計画がない耐震不明建築物 (別表の（い）欄に○印を付した建築物)
耐震診断結果の報告期限	平成 31 年 3 月 31 日

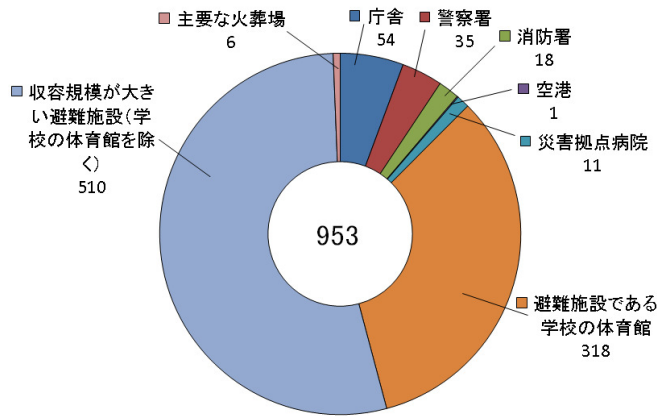


図 5-2 防災業務等の中心となる建築物の用途別内訳 (H28.3 時点)

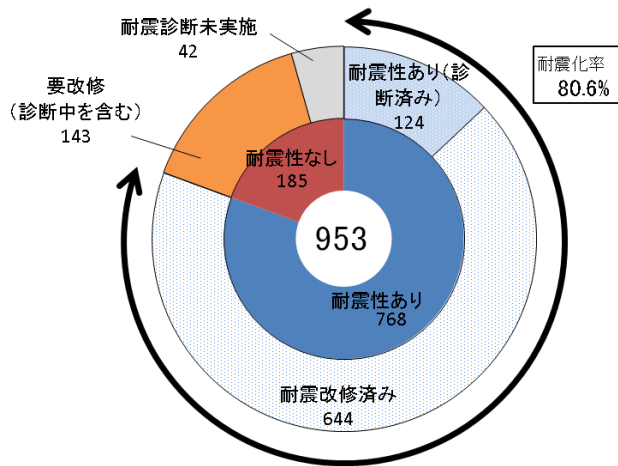


図 5-3 防災業務等の中心となる建築物の耐震化状況 (H28.3 時点)

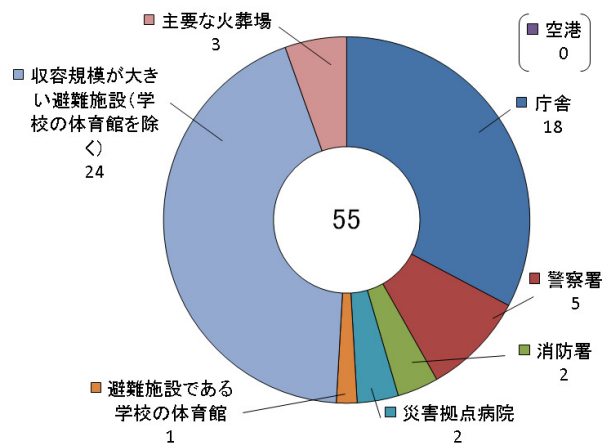


図 5-4 防災業務等の中心となる建築物のうち、耐震診断を義務付けた建築物の用途別内訳 (H28.3 時点)

5.5 地震発生時に通行を確保すべき道路等に関する事項

5.5.1 耐震改修促進法第5条第3項第二号の規定に基づく道路の指定

1. 耐震診断の義務付け対象となる建築物

耐震改修促進法第5条第3項第二号の規定に基づき、広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月）に定める広域緊急輸送道路のうち、表5-8に示す区間を大規模地震時に通行を確保すべき道路として指定し、当該道路に敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）の所有者に耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付ける。

2. 耐震診断の結果の報告期限

耐震改修促進法第5条第3項第二号の規定による耐震診断の結果の報告期限は、平成33年3月31日とする。

表 5-7 耐震改修促進法第5条第3項第二号の規定に基づく道路の指定

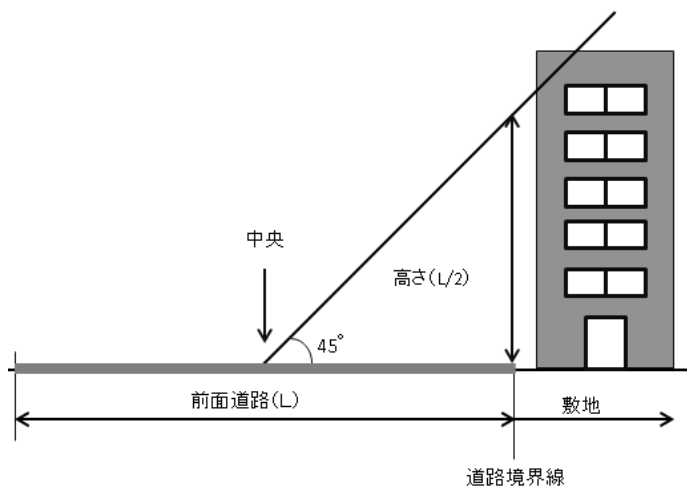
指定する道路	広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月）に定める広域緊急輸送道路（図5-5を参照）のうち、表5-8に示す区間
対象建築物	上記道路の区間にその敷地が接し、次のいずれにも該当する建築物 1. 既存耐震不適格建築物であること（耐震不明建築物に限る。） 2. 建築物のいずれかの部分の高さが一定の高さ（図5-6を参照）を超える建築物（以下「通行障害建築物」という。）であること
耐震診断結果の報告期限	平成33年3月31日



図 5-5 広域緊急輸送道路ネットワーク図³

①前面道路幅員が12mを超える場合

高さが、幅員の1/2+建物から道路境界線までの長さを超える建築物



②前面道路幅員が12m未満の場合

高さが、6m+建物から道路境界線までの長さを超える建築物

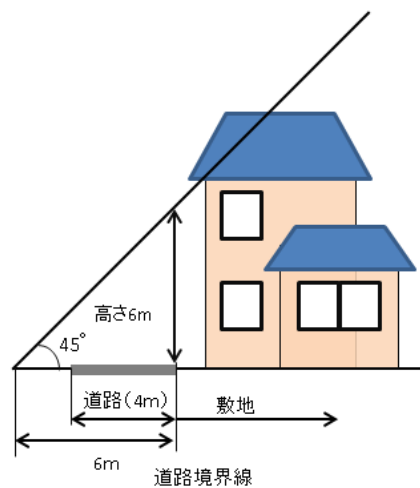


図 5-6 通行障害建築物の概要

³広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 25 年 6 月）に定める、広域的な災害支援に資する路線（<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/98/kinkyuuyusoudouro.html>）（再掲）

表 5-8 広域緊急輸送道路のうち、耐震診断の実施を義務付ける路線

<p>耐震診断の実施及び耐震診断結果の報告を義務付ける道路は、広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 25 年 6 月）に定める広域緊急輸送道路（図 5-5 を参照）のうち、(1)に示す区間とする。</p> <p>ただし、(2)に示す区間については「代替路線等」欄の道路によるものとする。</p>			
(1) 県内外の救援拠点を結ぶ路線			
路線名	区間 (起点～終点)	路線延長 (m)	備考
山陽自動車道	福山市 県界～大竹市 県界	125,945	
中国縦貫自動車道	庄原市 県界～安芸太田町 県界	142,171	
中国横断自動車道 (広島自動車道・浜田自動車道)	広島市～北広島町 県界	37,757	
中国横断自動車道 (尾道松江線)	尾道市～庄原市 県界	54,303	
西瀬戸自動車道	尾道市 県界～尾道市	63,553	
国道 2 号	福山市大門町 県界 ～大竹市 県界	214,042	
国道 31 号	海田町～呉市	36,009	
国道 54 号	広島市～三次市 県界	94,991	
国道 182 号	庄原市 県界～福山市	59,741	
国道 183 号	広島市～庄原市 県界	73,736	
国道 184 号	三次市 県界～尾道市	74,398	
国道 185 号	呉市～三原市	70,016	
国道 191 号	北広島町 県界～広島市	63,231	
国道 375 号	呉市～三次市 県界	146,277	
国道 375 号 (東広島呉自動車道)	呉市～東広島市	25,367	
国道 432 号	竹原市～庄原市	138,900	
国道 486 号	福山市 県界～東広島市	10,133	
広島高速 1 号線	広島市東区福田～広島市東区温品	17,375	
広島高速 2 号線	広島市東区温品～広島市南区仁保	14,418	
広島高速 3 号線	広島市南区仁保～広島市西区観音	7,606	
広島高速 4 号線	広島市西区中広町 ～広島市安佐南区沼田町	4,886	
広島呉道路	広島市南区仁保沖町～呉市	15,900	
出島海田線 (海田大橋)	広島市南区仁保沖町～安芸郡坂町	550	延長は主橋梁部
本郷大和線 (広島中央フライトロード)	三原市～三原市	20,642	
庄原作木線	庄原市～三次市	32,478	

(2) 代替路線等を指定する区間			
路線名	区間 (起点～終点)	代替路線等	
国道 2 号	大竹市小方 1 丁目～大竹市県界	国道 2 号	岩国・大竹道路
国道 54 号	広島市安佐北区可部南 1 丁目 ～広島市安佐北区大林町	国道 54 号	可部バイパス
国道 2 号	海田町南堀川町 ～東広島市八本松宗吉	国道 2 号	東広島バイパス・安芸 バイパス
国道 184 号	—	国道 184 号	中国横断自動車道 (尾道松江線)
国道 185 号	竹原市吉名町八代谷 ～東広島市安芸津町風早	国道 185 号	安芸津バイパス
国道 185 号	三原市幸崎町能地 ～三原市幸崎町能地	国道 185 号	能地バイパス
国道 2 号	三原市糸崎町 ～三原市新倉町	国道 2 号	三原バイパス
国道 2 号	尾道市福地町～三原市糸崎町	国道 2 号	木原道路
国道 486 号	福山市新市町戸手 ～府中市中須町	国道 486 号	新市府中拡幅区間

5.5.2 耐震改修促進法第 5 条第 3 項第三号の規定に基づく道路の指定

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第三号の規定に基づき、広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 25 年 6 月）に定める緊急輸送道路（5.5.1 で耐震診断を義務付けた区間を除く。）を大規模地震時に通行を確保すべき道路として指定し、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

広島県緊急輸送道路ネットワーク計画図



図 5-7 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画図

5.6 安心して耐震改修を行なうことができるようになるための環境整備

5.6.1 耐震診断・改修の技術講習会の開催

県は、市町や建築関係団体と連携して、設計者・施工者などの建築関連技術者を対象とした耐震診断・改修の講習会を実施し、耐震診断・改修を行う優良な技術者の養成と受講者の登録に努める。

また、登録した建築関連技術者（設計者・工事施工者等）を耐震診断・改修の相談窓口で紹介できるように整備を行う。

5.6.2 耐震改修の工法の普及

県は、市町や建築関係団体と連携して、様々な工法による耐震改修の事例を収集し、耐震改修工事の事例を情報提供するなど、耐震改修の工法の普及に努める。

また、これから耐震改修工事を行う建物所有者等に対し、工事費用や工事期間、耐震改修の効果など、耐震改修の有益な情報の提供に努める。

5.7 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事項

5.7.1 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等の危険から住民の生命の安全を確保するために、建築基準法第 39 条の規定による災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅からの移転を行う者に対する補助制度であり、市町と連携して実施する。

5.7.2 住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業

土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域内において、砂防ダム等の整備までの間の土砂災害による危険から県民の生命の安全を確保するために、既存不適格住宅及び既存不適格建築物の土砂災害対策改修を行う者に対する補助制度であり、市町と連携して実施する。

5.7.3 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

住宅の背後に斜面があるような立地条件の場合、地震による住宅被害を防ぐためには、住宅そのものの耐震補強のみならず、背後斜面等の土砂災害対策を併せて実施することが必要である。

そのため本事業を活用し、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。

なお、本事業は、地震発生時に背後斜面の崩壊等により倒壊した住宅等が、緊急輸送道路を閉塞するなど社会的に重大な被害が起こりうる住宅市街地において実施する。

5.8 建築物の総合的な安全対策に関する事項

5.8.1 既存建築物の総合的な安全対策

県は、市町と連携して、住宅・建築物の耐震化のほか、以下の安全対策を推進していく。

1. ブロック塀等の安全対策

地震発生に伴い、ブロック塀や擁壁が倒壊すると、死傷者が発生したり、避難・救援活動のための道路の通行に支障をきたすため、通学路等を中心として危険箇所の点検や指導を引き続き行う。また、ブロック塀等の倒壊の危険性について県民に周知を行う。

2. 窓ガラス, 外壁タイル, 屋外広告物等の落下防止対策

地震発生に伴い, 窓ガラスの破損や外壁タイル, 屋外広告物等の落下が発生した場合, 死傷者が発生したり, 避難・救援活動のための道路の通行に支障をきたすため, 窓ガラス, 外壁タイル, 屋外広告物等の落下防止対策の重要性を県民に周知するとともに, 設置方法や施工及び維持管理の状況等について点検を促し, 落下防止対策等について普及啓発を図る。

3. 大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策

不特定多数の人々が利用する大規模空間を持つ建築物の所有者等に対して, 天井の構造や施工状況及び維持管理の状況等について点検を促すとともに, 正しい施工技術や補強方法の普及啓発を図り, 天井の崩壊防止対策について注意喚起を行う。

4. エレベーター及びエスカレーターの安全対策

地震時における, エレベーター内部への閉じ込め事故やエスカレーターの脱落等の防止を図るため, 建築基準法の定期点検等の機会を捉えて, 建築物の所有者等に対してエレベーター及びエスカレーターの地震時の被害等を周知し, 安全性の確保を図る。

5. 家具の転倒防止

地震時における住宅内での死傷者の発生を防止するためには, 家具の転倒防止対策を図る必要があり, 家具の固定方法の普及啓発を行う。

6. 積雪による建築物被害の防止

積雪による建築物の被災の防止を図るため, 建築基準法の定期点検等の機会をとらえて, 建築物の所有者に対して近年の大雪による建築物の被害等を周知し, 安全性の確保を図る。

5.8.2 被災建築物応急危険度判定

県は建築関係団体と連携して, 地震により多くの建築物が被災した場合に, 余震等による建築物の倒壊, 部材の落下等から生ずる二次災害を防止し, 住民の安全の確保を図るため, 被災建築物の危険度の判定を的確に行う技術者の養成と登録を引き続き行い, 地震発生時に迅速に対応できる体制を整備する。

5.9 特定優良賃貸住宅の空き家を活用するための特例に関する事項

5.9.1 特定優良賃貸住宅の概要

特定優良賃貸住宅とは、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、民間の土地所有者等が国や自治体の補助を受けて、中堅所得者向けに一定の条件を満たして建設する賃貸住宅である。このため、入居するには所得要件など一定の条件を満たす必要がある。

5.9.2 特定優良賃貸住宅の空き家を活用するための特例

耐震改修促進法第5条第3項第四号の規定に基づき、同法第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者に対し、特定優良賃貸住宅の空き家状況を考慮した上で、一定の期間、特定優良賃貸住宅を賃貸することが出来るものとする。

なお、特定優良賃貸住宅の入居状況は流動的であるため、入居の特例を位置付ける特定優良賃貸住宅については、関係市町や住宅所有者等との協議・調整を図りながら別途定めることとする。

6 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

6.1 地震防災マップの作成・公表

市町は、県の実施した地震被害想定調査（平成 25 年 10 月）の結果等を活用して、住宅・建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題・地域の問題として意識することが出来るように、安全なまちづくりの観点から、地震防災マップ（「揺れやすさマップ」、「地域の危険度マップ」）の作成に努めるものとし、作成したときは速やかに公表するものとする。

以下に、それぞれのマップの概要を示す。

1. 揺れやすさマップ

地震が発生した場合、まず、気象庁から各地の揺れの強さ（震度）が発表される。この震度は被害と密接に関わることから、予め住民に対して震度についての情報を提供することによって、住民の防災意識を高めることができると考えられる。さらに、自らの居住地をマップにおいて明確に認識できることで、地震時の危険性を実感することができる。

「揺れやすさマップ」とは、地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から地域の揺れやすさを震度として評価し、住民自らがその居住地を認識可能な縮尺で詳細に表現したものである。

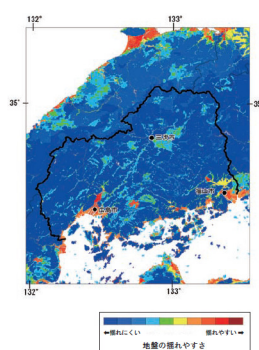


図 6-1 揺れやすさマップ⁴

揺れに対する地盤の影響度を示しており、暖色ほど揺れやすいことを示している。

⁴ 地震調査研究推進本部地震調査委員会（2009）：全国地震動予測地図

2. 地域の危険度マップ⁵

「揺れやすさマップ」をもとに、建物の構造、建築年次など地域の社会的なデータをあわせることにより、引き起こされる被害に関する検討を行うことが可能となる。その結果をまとめて、被害に関する地図として住民に示すことによって、地震による危険をさらに身近に感じてもらうことができ、防災意識を高めることに役立つ。

地震被害は、建物被害、人的被害、液状化被害、斜面崩壊被害等の様々な種類のものが考えられるが、「地域の危険度マップ」では、住宅等の耐震化促進のために住民に提供する情報として、直接的で住民にわかりやすく、火災被害、人的被害等とも関係が深い建物被害に着目し、これを地図に示すものである。

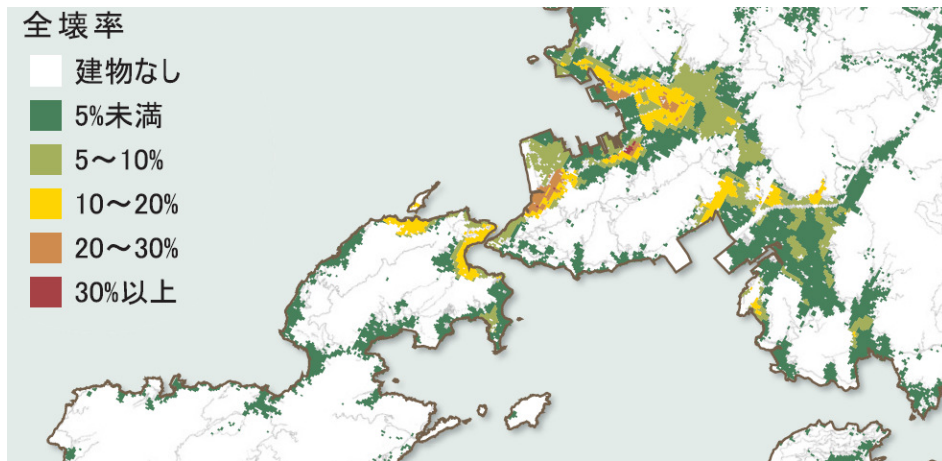


図 6-2 地域の危険度マップ⁵

⁵ 呉市 HP 地域の危険度マップより抜粋

6.2 相談体制の整備及び情報提供の充実

県は、住宅・建築物の所有者等に対する耐震診断・改修の普及・啓発を図るため、ホームページによる情報提供を行うとともに、県庁及び各建設事務所に耐震相談窓口を設け、建物所有者等に対し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。また、地震防災についても情報提供を行うよう努める。

また、県内全ての市町においても、耐震相談窓口を整備するように努める。

耐震相談窓口では、表 6-1 に示す事項に関する情報提供の充実が図れるよう体制の整備を進める。

表 6-1 耐震相談窓口での情報提供の内容

情報提供の内容
自己による簡単な診断方法
耐震診断の概要や診断を受ける方法
家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
耐震改修の工法の紹介
耐震診断・改修に関する支援制度
耐震改修に関する住宅金融支援機構等の融資制度
耐震改修促進税制
耐震診断や耐震改修を実施可能な業者の紹介
耐震改修にあわせてリフォームの方法
地震防災に関する情報

6.3 パンフレットの作成・配布，セミナー・講習会の開催

6.3.1 パンフレットの作成・配布

県は、住宅・建築物の所有者等に対する耐震診断・改修の普及・啓発を図るため、県庁及び各建設事務所の耐震相談窓口で、建物所有者等に対し、耐震診断・改修に関するパンフレットの配布に努める。

県内全ての市町においても、耐震相談窓口にてパンフレットの配布をするように努める。

6.3.2 セミナー・講習会の開催

県は市町や建築関係団体と連携して、建築士等による無料耐震相談会や耐震診断・改修に関するセミナー・講習会を実施し、建物所有者等に対し耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。

6.4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォームにあわせた耐震改修が促進されるように、県は市町や建築関係団体等と連携して、建物所有者等、設計者、工事施工者等に情報提供を行うように努める。

なお、耐震改修は、住宅設備リフォームやバリアフリーリフォーム等の機会を捉えて実施を促すことが効果的であり、費用面でのメリットもある。

7 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項

7.1 耐震改修促進法による勧告又は命令等の実施

7.1.1 指導・助言の対象となる建築物

耐震改修促進法第 12 条第 1 項（附則第 3 条第 3 項で準用する場合を含む。）、第 15 条第 1 項、第 16 条第 2 項及び第 27 条第 1 項の規定に基づく指導・助言の対象となる建築物のうち、所管行政庁が耐震診断・改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるものを対象とする。

7.1.2 指示の対象となる建築物

耐震改修促進法第 12 条第 2 項（附則第 3 条第 3 項で準用する場合を含む。）、第 15 条第 2 項及び第 27 条第 2 項の規定に基づき、指示の対象となる建築物のうち、所管行政庁が地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要であり、耐震診断・改修が行われていないと認めるものを対象とする。

7.1.3 指導・助言、指示、公表の実施方針

所管行政庁は、指導・助言の対象となる建築物の耐震診断・改修の促進を確保するため、必要に応じて所有者に対して、「指導・助言」を行う。

また、指示の対象となる建築物で「指導・助言」を行ったが、耐震診断・改修を実施しない場合で、再度実施を促したが協力が得られない場合には、早急に耐震診断・改修の実施を促すため、所有者に対して、「指示」を行う。

さらに、指示を行ったが、正当な理由がなく耐震診断・改修を実施しない場合で、耐震診断・改修の実施計画が策定されないなど計画的な耐震診断・改修の実施の見込みがない場合は、耐震改修促進法第 12 条第 3 項（附則第 3 条第 3 項で準用する場合を含む。）、第 15 条第 3 項及び第 27 条第 3 項の規定に基づき、「公表」を行う。

7.1.4 指導・助言、指示、公表の実施方法

所管行政庁が指導・助言、指示、公表を行う場合の実施方法は、以下のとおりとする。

表 7-1 指導・助言，指示，公表の実施方法

区 分	方 法
指導・助言	啓発文書の送付・説明
指示	具体的に実施すべき事項を明示した指示書を交付
公表	広報やホームページを活用

7.2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

7.2.1 建築基準法による勧告・命令の概要

建築基準法第 10 条では、建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物又は階数が 5 以上で延べ面積が 1,000 ㎡を超える建築物（建築基準法第 3 条第 2 項の規定により第 2 章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険と認める場合において、保安上必要な措置をとるよう当該建築物の所有者に勧告することができ、また、勧告を受けたが正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合、その勧告に係る措置を命令することができる。

7.2.2 建築基準法による勧告・命令の実施方針

特定行政庁は、耐震診断・改修の指示に従わないため「公表」した建築物で、建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物又は階数が 5 以上で延べ面積が 1,000 ㎡を超えるもののうち、地震に対する安全性について著しく保安上危険があると認められる場合、その所有者に対して当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう勧告し、従わない場合は命令を行う。

特定行政庁は、必要に応じてこれらの勧告・命令制度を活用し、建築物の耐震化を促進する。

8 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

8.1 市町が定める耐震改修促進計画

住民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するため、全市町において、耐震改修促進計画の策定し、必要に応じて更新するよう努めることとする。

また、市町の耐震改修促進計画の策定に当たっては、基本方針や広島県耐震改修促進計画の内容を勘案しつつ、地域状況を踏まえて、地震防災マップの作成及び公表、優先的に耐震化を図る建築物、重点的に耐震化を図る区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、より地域固有の状況に配慮して作成するように努める。

なお、県は市町の耐震改修促進計画の策定にあたり、必要な助言及び技術的支援を行う。

8.2 建築関係団体、特定非営利活動法人（NPO）等との連携

（社）広島県建築士会、（社）広島県建築士事務所協会等建築関係団体や関連する特定非営利活動法人（NPO）では、消費者保護や住宅・建築物所有者の安心確保の面から耐震診断・改修の促進に積極的に取り組み、住民との信頼関係の構築を進めている。

建築に関する専門家や地域の工務店などが一体となった、耐震診断・改修の相談から耐震改修工事への取り組みを安心して行えるような仕組みづくりなどは、耐震診断・改修の促進に寄与する。

このため、県は市町と連携して、建築関係団体、特定非営利活動法人（NPO）等との連携を図り、耐震診断・改修の普及・啓発に努める。

8.3 耐震改修関係協議会等の概要と取組の継続

8.3.1 耐震改修促進計画推進協議会

県庁内の関係課等で構成される「耐震改修促進計画推進協議会」を平成18年9月に設立している。

この協議会は、県における建築物の耐震化率の目標設定、県有施設の耐震化実態把握、耐震化の情報共有、事業進捗状況の把握、今後のフォローアップなど計画的な耐震改修等の促進を図ることを目的としている。

今後も計画的な耐震化の促進を図るために、引き続き連携を強化していく。

8.3.2 耐震改修促進計画市町調整会議

県及び市町の建築主務課で構成される「耐震改修促進計画市町調整会議」を平成18年11月に設立している。

この会議は、県と市町の耐震化率の目標設定の整合性や市町有施設の耐震化実態把握、耐震化の情報共有、事業進捗状況の把握、今後のフォローアップなど計画的な耐震改修等の促進を図ることを目的としている。

今後も計画的な耐震化の促進を図るために、引き続き連携を強化していく。

8.3.3 広島県建築安全安心マネジメント推進協議会

建築物の品質の向上及び違反建築物の防止に係る対策を講じることにより、建築物の安全性を確保し、安心して住める街づくりを図ることを目的として、平成11年8月に設立した「広島県建築物安全安心推進協議会」を発展的に解消し、平成23年4月に「広島県建築安全安心マネジメント推進協議会」を設立している。

本協議会は、行政機関及び建築関係団体で構成しており、建築行政の目指すビジョンを示す「広島県建築安全安心マネジメント計画」及び重点的に取り組む施策等を単年度ごとに策定する「アクションプログラム」に基づき、既存建築物の耐震改修の促進等、建築物の安全安心や質の向上に向けた継続的な取組みを実行する。

今後も計画的な耐震化の促進を図るため、本協議会と連携するものとする。

8.4 その他

8.4.1 地震保険の加入促進への普及・啓発

損害保険料算出機構の資料⁶によれば、広島県で平成26年度中に契約された火災保険契約（住宅物件）に地震保険契約が附帯されている割合は64.7%と全国平均（59.3%）を上回っているが、地震保険の加入促進のため、県は市町と連携して、地震保険の保険料、補償内容、新たに創設された地震保険料控除などの情報提供を行い、地震保険の普及・啓発に努める。

また、耐震診断や耐震改修の結果、耐震性能を有すると認められる住宅について地震保険料が割引されることから、地震保険の普及・啓発とあわせて耐震診断や耐震改修の促進を図る。

⁶ 損害保険料率算出機構：損害保険料率算出機構統計集（平成26年度）

8.4.2 計画の見直し

本計画は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜見直す。

別表 防災業務等の中心となる建築物

平成28年3月末日 時点

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)	(と)	(ち)	(り)
耐震診断義務付け 対象：○ 対象外：-	名称	所在市町	大規模地震時の用途	耐震診断の 実施状況	耐震診断の結果	耐震改修・建替え・除却の 予定、時期	耐震性	備考
-	南区役所	広島市	官公署	済	要改修	改修済	あり	
-	西区役所	広島市	官公署	済	要改修	改修済	あり	
-	東区役所	広島市	官公署	済	要改修	改修済	あり	
-	安佐南区役所	広島市	官公署	済	要改修	改修済	あり	
-	安佐北区役所	広島市	官公署	済	要改修	改修済	あり	
-	佐伯区役所	広島市	官公署	済	要改修	改修済	あり	
-	北庁舎	広島市	官公署	済	要改修	改修済	あり	
-	広島県庁舎(本館, 南館, 北館, 議会)	広島市	官公署	済	要改修		なし	北館は耐震性あり
-	県庁舎 農林庁舎	広島市	官公署	済	要改修	改修済	あり	
-	広島ヘリポート管理事務所	広島市	ヘリポート	済	要改修		なし	
-	広島東警察署庁舎	広島市	警察署	済	要改修	H28-30年度移転建替予定	なし	
-	広島中央警察署庁舎車庫、死体安置室および武道場	広島市	警察署	済	耐震性あり		あり	
-	広島中央警察署庁舎	広島市	警察署	済	要改修	改修済	あり	
-	広島南警察署庁舎附属棟連絡棟	広島市	警察署	済	耐震性あり		あり	
-	広島南警察署庁舎	広島市	警察署	済	要改修		なし	
-	安佐南警察署庁舎	広島市	警察署	済	要改修	H28年度耐震改修予定	なし	
○	安佐南警察署庁舎車庫及び武道場	広島市	警察署	済	要改修	H28年度耐震改修予定	なし	
-	安佐北警察署庁舎	広島市	警察署	済	要改修	H28年度耐震改修予定	なし	
○	安佐北警察署庁舎車庫、武道場及び検視	広島市	警察署	済	要改修	H28年度耐震改修予定	なし	
-	広島県警察本部別館基町庁舎車庫及び庁	広島市	警察署	済	要改修		なし	
-	広島県警察本部別館基町庁舎	広島市	警察署	済	要改修		なし	
○	広島県警察本部別館出島庁舎(工場)庁	広島市	警察署	済	要改修		なし	
-	安芸消防署	広島市	消防署	済	要改修	改修済	あり	
-	消防局庁舎	広島市	消防署	済	要改修	改修済	あり	
-	安佐北消防署	広島市	消防署	済	要改修	改修済	あり	
-	東消防署	広島市	消防署	済	要改修	改修済	あり	
-	広島赤十字・原爆病院 3号館	広島市	災害拠点病院	済	要改修	H28年度除却予定	なし	
-	広島赤十字・原爆病院 5号館	広島市	災害拠点病院	済	要改修	H28年度除却予定	なし	
-	広島市民病院 西棟	広島市	災害拠点病院	済	要改修	改修済	あり	
-	広島市民病院 北棟	広島市	災害拠点病院	済	要改修	改修済	あり	
-	安佐市民病院 南館	広島市	災害拠点病院	済	要改修	H34年度以降除却予定	なし	
-	県立広島病院	広島市	災害拠点病院	済	要改修	改修済	あり	
-	県立広島病院	広島市	災害拠点病院	済	要改修	改修済	あり	
-	基町小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	吉島東小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	舟入小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福木小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	上温品小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	温品小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	戸坂小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	戸坂城山小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	東浄小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	中山小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	牛田新明小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	早稲田小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	矢野小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	荒神町小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	比治山小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	翠町小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	大河小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	黄金山小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	仁保小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	桶那小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	似島小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	三篠小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	己斐小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	己斐上小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	己斐東小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	山田小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	庚午小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	

別表 防災業務等の中心となる建築物

平成28年3月末日 時点

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)	(と)	(ち)	(り)
耐震診断義務付け 対象：○ 対象外：－	名称	所在市町	大規模地震時の用途	耐震診断の実施状況	耐震診断の結果	耐震改修・建替え・除却の 予定、時期	耐震性	備考
－	草津小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	節が峰小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	井口小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	井口明神小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	八木小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	緑井小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	川内小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	梅林小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	中筋小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	大町小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	毘沙門台小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	安東小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	上安小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	安小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	安北小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	安西小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	祇園小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	山本小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	長束小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	原小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	原南小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	戸山小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	伴小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	志屋小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	深川小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	亀崎小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	真亀小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	落合東小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	落合小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	口田東小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	口田小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	大林小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	三入小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	可部小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	可部南小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	亀山小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	亀山南小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	節張小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	旧小河内小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	飯室小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	日浦小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	久地南小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	中野東小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	畑野小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	

別表 防災業務等の中心となる建築物

平成28年3月末日 時点

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)	(と)	(ち)	(り)
耐震診断義務付け 対象：○ 対象外：-	名称	所在市町	大規模地震時の用途	耐震診断の実施状況	耐震診断の結果	耐震改修・建替え・除却の 予定、時期	耐震性	備考
-	矢野西小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	五日市小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	河内小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	五日市観音小屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	五日市南小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	五日市東小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	五月が丘小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	八幡東小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	美鈴が丘小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	湯来南小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	湯来西小学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	吉島中学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	大州中学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	仁保中学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	桶那中学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	己斐中学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	井口中学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	安佐中学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	祇園中学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	祇園東中学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	船越中学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	矢野中学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	五日市中学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	三和中学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	五日市南中学校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	舟入高校屋内運動場	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	広島観音高等学校屋内運動場棟 [30]	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	五日市高等学校屋内運動場 [5-1]	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	県立広島工業高等学校武道場棟 [37]	広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	白島小学校北校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	白島小学校南校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	基町小学校南校舎	広島市	避難所	済	耐震性あり		あり	
-	基町小学校校舎管理棟	広島市	避難所	済	要改修		なし	
-	基町小学校西校舎	広島市	避難所	済	耐震性あり		あり	
-	備前小学校南校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	備前小学校北校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	竹屋小学校校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	千田小学校北校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	千田小学校校舎本館	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	中島小学校西校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	中島小学校北校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	吉島東小学校校舎	広島市	避難所	済	要改修		なし	
-	吉島小学校校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	広瀬小学校北校舎	広島市	避難所	済	要改修		なし	
-	本川小学校西校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	神崎小学校北校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	神崎小学校南校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	舟入小学校北校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	舟入小学校南校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	江波小学校東校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	江波小学校南校舎	広島市	避難所	済	耐震性あり		あり	
-	福木小学校1校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	福木小学校2校舎	広島市	避難所	済	耐震性あり		あり	
-	福木小学校3校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	上温品小学校校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	温品小学校北校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	戸坂小学校南校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	戸坂小学校北校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	戸坂城山小学校東校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	東浄小学校南校舎	広島市	避難所	済	要改修		なし	

別表 防災業務等の中心となる建築物

平成28年3月末日 時点

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)	(と)	(ち)	(り)
耐震診断義務付け 対象：○ 対象外：-	名称	所在市町	大規模地震時の用途	耐震診断の 実施状況	耐震診断の結果	耐震改修・建替え・除却の 予定、時期	耐震性	備考
-	船越中学校校舎	広島市	避難所	済	要改修		なし	
-	矢野中学校北校舎・南校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	五日市中学校 B校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	五日市中学校 A校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	三和中学校校舎 3号館	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	三和中学校校舎 2号館	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	五日市南中学校本館校舎	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	広島工業高校校舎 2号棟	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	広島工業高校校舎 3号棟	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	広島工業高校校舎 5号棟	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
○	南観音公民館	広島市	避難所	未済			不明	
○	草津公民館・集会所	広島市	避難所	未済			不明	
○	祇園公民館	広島市	避難所	未済			不明	
○	五日市公民館・佐伯勤労青少年ホーム	広島市	避難所	未済			不明	
○	南区スポーツセンター-宇品体育館	広島市	避難所	未済			不明	
○	西区スポーツセンター	広島市	避難所	未済			不明	
○	南区スポーツセンター	広島市	避難所	未済			不明	
○	三滝少年自然の家	広島市	避難所	未済			不明	
-	広島皆実高等学校衛生看護教室棟 [34]	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	広島皆実高等学校家庭科・理科教室棟 [39]	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	広島観音高等学校特別教室棟 [3-1]	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	広島観音高等学校特別教室棟 [23-1]	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	五日市高等学校管理教室棟 [1-1]	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	五日市高等学校管理教室棟 [1-2]	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	五日市高等学校特別教室棟 [2-1]	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	五日市高等学校特別教室棟 [2-2]	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	県立広島工業高等学校機械実習室棟	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	県立広島工業高等学校管理教室棟 [52]	広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
○	可部火葬場	広島市	主要な火葬場	未済			不明	
○	湯来火葬場	広島市	主要な火葬場	未済			不明	
-	上下水道局北側庁舎	呉市	官公署	未済		H29年度移転予定	不明	
-	上下水道局南側庁舎	呉市	官公署	済	要改修	H28年度移転予定	なし	
-	呉警察署庁舎車庫、武道場および機械室	呉市	警察署	済	要改修	改修済	あり	
-	呉警察署庁舎	呉市	警察署	済	要改修	改修済	あり	
-	広島警察署庁舎	呉市	警察署	済	要改修	改修済	あり	
-	広島警察署庁舎車庫および武道場	呉市	警察署	済	要改修	改修済	あり	
-	消防局西消防署	呉市	消防署	済	要改修	改修済	あり	
-	広南小学校 屋内運動場 (6)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	長迫小学校 普通教室棟・屋内運動場 (10-1,-2)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	港町小学校 特別・普通教室棟・屋内運動場 (1-1,-2)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修		なし	
-	天応小学校 屋内運動場 (10)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	昭和南小学校 屋内運動場 (3)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	昭和北小学校 屋内運動場 (1)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	音戸小学校 屋内運動場 (8)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	波多見小学校 屋内運動場 (6-1,-2)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	明德小学校 屋内運動場 (4)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	蒲刈小学校 屋内運動場 (10)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	和庄中学校 屋内運動場 (1)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	平成28年度改修予定	なし	
-	片山中学校 特別教室棟・屋内運動場 (1-1,-2)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修		なし	平成28年度改修実施設計予定
-	両城中学校 屋内運動場・管理教室棟 (1-1,2)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	昭和北中学校 屋内運動場 (1)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	川尻中学校 屋内運動場 (6)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	音戸中学校 屋内運動場 (4)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	明德中学校 屋内運動場 (3)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	倉橋中学校 屋内運動場 (3-1)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	安浦中学校 屋内運動場 (7)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修		なし	
-	豊浜中学校 屋内運動場 (7)	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	呉工業高等学校屋内運動場棟 (武道場) [25-2]	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	呉商業高等学校屋内運動場棟 [20]	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	呉商業高等学校武道場棟 [30]	呉市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	原小学校 教室・特別教室棟 (14-1,-2)	呉市	避難所	済	耐震性あり		あり	
-	備前屋小学校 管理教室棟 (3-1,-2)	呉市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	坪内小学校 普通教室・管理・特別教室棟 (10-1,-2)	呉市	避難所	済	要改修		なし	
-	宮原小学校 教室棟 (3-1,-2)	呉市	避難所	済	要改修		なし	
-	和庄小学校 普通教室棟 (13-1,-2)	呉市	避難所	済	要改修	改修済	あり	

別表 防災業務等の中心となる建築物

平成28年3月末日 時点

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)	(と)	(ち)	(り)
耐震診断義務付け 対象：○ 対象外：-	名称	所在市町	大規模地震時の用途	耐震診断の 実施状況	耐震診断の結果	耐震改修・建替え・除却の 予定、時期	耐震性	備考
-	沼田西小学校屋内運動場	三原市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	小泉小学校屋内運動場	三原市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	置浦小学校 屋内運動場	三原市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	大和小学校屋内運動場	三原市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	第四中学校屋内運動場	三原市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	本郷中学校 屋内運動場	三原市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	大和中学校屋内運動場	三原市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	北方小学校屋内運動場	三原市	避難所	済	要改修		なし	統廃合により学校でなくなる
○	本郷公民館	三原市	避難所	未済			不明	
○	三原市人権文化センター	三原市	避難所	済	要改修		なし	H27年度に耐震診断を実施
-	三原高等学校管理教室棟 [1-1]	三原市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	三原高等学校特別教室棟 [2-3]	三原市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	三原高等学校普通・特別教室棟 [18-	三原市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	三原東高等学校管理教室棟 [20-2]	三原市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	総合技術高等学校管理教室棟 [1-1]	三原市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	総合技術高等学校管理特別教室棟 [1-	三原市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	三原市斎場	三原市	主要な火葬場	未済		平成28年度建替え予定	不明	
-	尾道市役所本庁舎 (本館棟)	尾道市	官公署	済	要改修	H31年度建替予定	なし	
-	尾道市役所本庁舎 (増築棟)	尾道市	官公署	済	要改修	H31年度建替予定	なし	
-	浦崎支所	尾道市	官公署	済	耐震性あり	H29年度改修予定	あり	(最低値) I s値0.85 非構造部材耐震性無し
-	百島支所	尾道市	官公署	未済		H28年度建替予定	不明	
-	因島総合支所	尾道市	官公署	未済		H31年度建替予定	不明	
-	尾道市役所 御調支所	尾道市	官公署	未済		H30年度建替予定	不明	
-	広島県尾道庁舎 本庁舎	尾道市	官公署	済	要改修		なし	
-	尾道警察署庁舎	尾道市	警察署	済	要改修	改修済	あり	
-	尾道警察署庁舎車庫及び武道場	尾道市	警察署	済	要改修	改修済	あり	
-	因島警察署庁舎	尾道市	警察署	済	要改修	改修済	あり	
-	因島消防署瀬戸田分署	尾道市	消防署	未済		H28年度中に建替予定	不明	
-	尾道消防署向島分署	尾道市	消防署	未済		H29年度中に建替予定	不明	
-	久保小学校 (屋内運動場・教室棟)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	長江小学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	土堂小学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	栗原小学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	吉和小学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	山波小学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	三成小学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	西藤小学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	向東小学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	栗原北小学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	高見小学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	因北小学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	垂井小学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	久保中学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	H28-29年度建替予定	なし	
-	長江中学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	栗原中学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	吉和中学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	日比崎中学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	高西中学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	浦崎中学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	向東中学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	御調中学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	因北中学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	瀬戸田中学校 (屋内運動場)	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	御調高等学校屋内運動場棟 [9]	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	瀬戸田高等学校屋内運動場棟 [22]	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	

別表 防災業務等の中心となる建築物

平成28年3月末日 時点

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)	(と)	(ち)	(り)
耐震診断義務付け 対象：○ 対象外：-	名称	所在市町	大規模地震時の用途	耐震診断の実施状況	耐震診断の結果	耐震改修・建替え・除却の 予定、時期	耐震性	備考
-	瀬戸田高等学校武道場棟 [24]	尾道市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	久保小学校 (普通・特別・管理教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	耐震化検討中	なし	
-	長江小学校 (管理教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	耐震化検討中	なし	
-	土堂小学校 (教室・便所棟)	尾道市	避難所	済	要改修	耐震化検討中	なし	
-	土堂小学校 (管理教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	耐震化検討中	なし	
-	栗原小学校 (教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	栗原小学校 (教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	栗原小学校 (特別教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	吉和小学校 (管理・特別教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	吉和小学校 (教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	山波小学校 (教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	H27-28年度改修予定	なし	
-	山波小学校 (教室棟)	尾道市	避難所	済	耐震性あり		あり	
-	原田小学校 (普通・特別・管理教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	高須小学校 (教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	西原小学校 (校舎棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	向東小学校 (特別教室棟 (南館))	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	向東小学校 (普通・特別教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	向東小学校 (管理教室棟 (本館))	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	栗原北小学校 (校舎棟(東棟))	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	栗原北小学校 (校舎棟(西棟))	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	御調中央小学校 (校舎棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	御調西小学校 (校舎棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	高見小学校 (管理・特別教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	高見小学校 (普通・特別教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	因北小学校 (普通・特別・管理教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	因北小学校 (普通・特別教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	重井小学校 (普通・特別教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	久保中学校 (教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	久保中学校 (管理・特別教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	栗原中学校 (教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	栗原中学校 (管理・特別教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	栗原中学校 (教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	栗原中学校 (特別教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	吉和中学校 (特別教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	吉和中学校 (普通・特別・管理教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	日比崎中学校 (普通・特別・管理教室)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	高西中学校 (普通・特別・管理教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	H27-28年度改修予定	なし	
-	向東中学校 (特別教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	H28-H29年度改修予定	なし	
-	向東中学校 (教室棟 (南館))	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	御調中学校 (普通・特別・管理教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	御調中学校 (普通・特別教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	向島中学校 (教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	向島中学校 (普通・特別・管理教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	H29-H30年度建替予定	なし	
-	因北中学校 (普通・特別・管理教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	瀬戸田中学校 (管理教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	瀬戸田中学校 (特別教室棟)	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	御調高等学校管理教室棟 [6-1]	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	御調高等学校特別教室棟 [6-2]	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	御調高等学校普通教室棟 [19-1]	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	瀬戸田高等学校普通教室棟 [17]	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	瀬戸田高等学校特別教室棟 [18]	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	尾道商業高等学校特別教室棟 [1-1]	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	尾道商業高等学校特別教室棟 [1-2]	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	尾道商業高等学校管理教室棟 [15]	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	尾道商業高等学校特別教室棟 [21]	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	御調高等学校武道場[21]	尾道市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	加茂支所	福山市	官公署	済	要改修		なし	
-	沼隈支所	福山市	官公署	済	要改修		なし	
-	神辺支所	福山市	官公署	済	要改修	H28年度改修等予定あり	なし	
-	上下水道局	福山市	官公署	済	要改修	改修済	あり	
-	上下水道局西館	福山市	官公署	済	耐震性あり		あり	
-	福山西警察署庁舎	福山市	警察署	済	要改修	改修済	あり	
-	福山西警察署庁舎車庫および武道場	福山市	警察署	済	要改修	改修済	あり	
-	東消防署	福山市	消防署	済	要改修		なし	
-	西消防署	福山市	消防署	済	要改修	H29年度以降建替予定あり	なし	
-	深安消防署	福山市	消防署	済	要改修		なし	
-	福山市民病院 本館	福山市	災害拠点病院	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立南小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立霞小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立川口小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立手城小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立深津小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立根徳小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立泉小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立引野小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	福山市立蔵王小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	

別表 防災業務等の中心となる建築物

平成28年3月末日 時点

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)	(と)	(ち)	(り)
耐震診断義務付け 対象：○ 対象外：-	名称	所在市町	大規模地震時の用途	耐震診断の実施状況	耐震診断の結果	耐震改修・建替え・除却の 予定、時期	耐震性	備考
-	福山市立瀬戸小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立熊野小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	福山市立箕島小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立高島小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立大津野小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立坪生小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立春日小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立神村小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立本郷小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立今津小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	福山市立松永小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立藤江小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立伊勢丘小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立曙小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立多治米小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立旭丘小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立福相小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立山野小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	福山市立加茂小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立真山小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立駅家小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立服部小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立桜丘小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立緑丘小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立長浜小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立駅家東小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立西深津小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立野々浜小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立轟山小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立久松台小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立新漣小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	福山市立山手小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立日吉台小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立川口東小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立内浦小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	福山市立常金丸小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立新市小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立能登原小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立常石小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	福山市立山南小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	

別表 防災業務等の中心となる建築物

平成28年3月末日 時点

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)	(と)	(ち)	(り)
耐震診断義務付け 対象：○ 対象外：－	名称	所在市町	大規模地震時の用途	耐震診断の実施状況	耐震診断の結果	耐震改修・建替え・除却の 予定、時期	耐震性	備考
－	福山市立道上小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	福山市立神辺小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立東中学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立城北中学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立城南中学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立鳳取中学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立幸千中学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立鶴中学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立鳳中学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立培遠中学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立大成中学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立中央中学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立広瀬中学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修		なし	
－	福山市立駅家中学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立誠之中学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立城西中学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立大門中学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立新市中央中学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立千年中学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立至誠中学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立神辺中学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立神辺東中学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立福山中・高等学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山市立津之郷小学校屋内運動場	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山誠之館高等学校講堂 [14]	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	松永高等学校屋内運動場棟 [30-1]	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	沼南高等学校屋内運動場棟 [36-1]	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	大門高等学校屋内運動場棟 [10-1]	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	神辺旭高等学校屋内運動場棟 [4-1]	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	福山工業高等学校体育館 [53]	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	神辺高等学校屋内運動場棟(柔道・剣道場) [46]	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
－	芦品まなび学園高等学校屋内運動場棟 [43-1]	福山市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
－	旧福山市立走鳥小学校屋内運動場	福山市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
－	新市公民館	福山市	避難所	済	要改修		なし	
－	福山人権交流センター	福山市	避難所	済	要改修		なし	
－	瀬戸コミュニティセンター	福山市	避難所	済	要改修		なし	
－	神村コミュニティセンター	福山市	避難所	済	耐震性あり		あり	
－	山手コミュニティセンター	福山市	避難所	済	要改修		なし	
－	三吉コミュニティセンター	福山市	避難所	済	耐震性あり		あり	
－	本庄コミュニティセンター	福山市	避難所	済	要改修		なし	
－	高西コミュニティセンター	福山市	避難所	済	要改修		なし	
－	神辺中央コミュニティセンター	福山市	避難所	済	要改修	H29年度解体予定	なし	
－	市民参画センター	福山市	避難所	済	要改修		なし	
○	福山市体育館	福山市	避難所	済	要改修		なし	
－	沼隈体育館	福山市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
－	府中市役所	府中市	官公署	済	要改修	改修済	あり	
－	府中警察署庁舎	府中市	警察署	済	要改修		なし	
－	府中警察署庁舎車庫及び留置場	府中市	警察署	済	要改修		なし	
－	南小学校 屋内運動場	府中市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	

別表 防災業務等の中心となる建築物

平成28年3月末日 時点

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)	(と)	(ち)	(り)
耐震診断義務付け 対象：○ 対象外：-	名称	所在市町	大規模地震時の用途	耐震診断の実施状況	耐震診断の結果	耐震改修・建替え・除却の 予定、時期	耐震性	備考
-	国府小学校 屋内運動場	府中市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	旭小学校 屋内運動場	府中市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	上下北小学校 屋内運動場	府中市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	第一中学校 屋内運動場	府中市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	府中高等学校講堂棟 [35]	府中市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	上下高等学校武道場棟 [15]	府中市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
○	国府公民館	府中市	避難所	済	要改修		なし	
○	久佐公民館	府中市	避難所	済	要改修		なし	
○	出口公民館	府中市	避難所	済	要改修		なし	
-	生涯学習センター	府中市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
○	吉野集会所	府中市	避難所	未済			不明	
-	文化センター	府中市	避難所	済	要改修		なし	
-	府中高等学校普通教室棟 [30-2]	府中市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	府中高等学校管理教室棟 [32-1]	府中市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	上下高等学校特別教室棟 [9-4]	府中市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	上下高等学校管理教室棟 [33]	府中市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	府中東高等学校普通教室棟 [2-1]	府中市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	府中東高等学校管理特別教室棟 [4-1]	府中市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	府中東高等学校実習棟 [5-1]	府中市	避難所	済	耐震性あり		あり	
○	三次市吉舎支所	三次市	官公署	済	要改修		なし	
○	三次市甲奴支所	三次市	官公署	未済			不明	
○	三次市作木支所・作木山村開発センター	三次市	官公署	済	要改修		なし	
○	三次市三良坂支所	三次市	官公署	済	要改修		なし	
-	吉舎小学校 屋内運動場	三次市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	三和小学校 屋内運動場	三次市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	酒河小学校 屋内運動場	三次市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	布野小学校 屋内運動場	三次市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	三次中学校 屋内運動場	三次市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	川地中学校 屋内運動場	三次市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	三次高等学校屋内運動場棟 [7]	三次市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
○	甲奴老人福祉センター	三次市	避難所	未済			不明	
○	三次市生涯学習センター	三次市	避難所	済	要改修		なし	
○	吉舎生涯学習センター	三次市	避難所	未済			不明	
-	吉舎小学校 校舎	三次市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	甲奴小学校 校舎	三次市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	三次小学校 校舎	三次市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	三和小学校 校舎	三次市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	酒河小学校 校舎	三次市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	十日市小学校 校舎	三次市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	八次小学校 校舎	三次市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	布野小学校 校舎	三次市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	吉舎中学校 校舎	三次市	避難所	済	耐震性あり		あり	
-	甲奴中学校 校舎	三次市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	三和中学校 校舎	三次市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	みよしまちづくりセンター別館	三次市	避難所	済	要改修	H32までに解体予定	なし	
○	三良坂コミュニティセンター	三次市	避難所	済	要改修		なし	
-	三良坂体育館	三次市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	十日市体育館	三次市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	三次高等学校特別普通教室棟 [29-1]	三次市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	三次高等学校特別普通教室棟 [29-2]	三次市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	三次高等学校特別普通教室棟 [35-1]	三次市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	三次高等学校特別教室棟 [36-1]	三次市	避難所	済	耐震性あり		あり	
○	庄原市役所 西城支所	庄原市	官公署	済	要改修	H30-31改修工事予定	なし	
○	庄原市役所 総領支所	庄原市	官公署	済	要改修	H30-31除却工事予定	なし	
-	庄原警察署庁舎	庄原市	警察署	済	要改修	H28年度耐震改修予定	なし	
-	東城高等学校屋内運動場棟 [11]	庄原市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	東城高等学校屋内運動場棟 [25]	庄原市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	庄原特別支援学校屋内運動場棟 [1-3]	庄原市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	東城高等学校管理教室棟 [1-3]	庄原市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	庄原特別支援学校管理教室棟 [1]	庄原市	避難所	済	耐震性あり		あり	
-	庄原斎場	庄原市	主要な火葬場	未済		H29-30工事予定	不明	
-	大竹市庁舎 (北棟, 南棟)	大竹市	官公署	済	要改修		なし	
-	大竹警察署庁舎	大竹市	警察署	済	要改修	改修済	あり	
-	大竹警察署庁舎車庫及び武道場	大竹市	警察署	済	要改修	改修済	あり	
○	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター (サービス棟)	大竹市	災害拠点病院	未済			不明	
-	坎波小学校 (講堂)	大竹市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	総合市民会館 (エントランス棟, 会館)	大竹市	避難所	済	要改修		なし	
-	総合体育館 (体育館棟, 武道場棟)	大竹市	避難所	済	要改修		なし	
○	大竹会館(旧館)	大竹市	避難所	済	要改修	除却予定	なし	
○	坎波公民館	大竹市	避難所	未済			不明	
-	立戸保育所	大竹市	避難所	済	耐震性あり		あり	
-	坎波小学校 (旧館)	大竹市	避難所	済	要改修	建替え工事中		旧校舎除却済

別表 防災業務等の中心となる建築物

平成28年3月末日 時点

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)	(と)	(ち)	(り)
耐震診断義務付け 対象：○ 対象外：-	名称	所在市町	大規模地震時の用途	耐震診断の 実施状況	耐震診断の結果	耐震改修・建替え・除却の 予定、時期	耐震性	備考
-	玖波小学校(新館)	大竹市	避難所	済	要改修	建替え工事中		旧校舍除却済
-	旧栗谷中学校(校舎棟)	大竹市	避難所	済	要改修	廃校	なし	
-	大竹高等学校特別教室棟[4-1]	大竹市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	大竹高等学校特別教室棟[5-1]	大竹市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	大竹高等学校教室棟[27-1]	大竹市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	大竹高等学校教室棟[27-2]	大竹市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	大竹高等学校管理棟[30]	大竹市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	大竹高等学校武道場[8-1]	大竹市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
○	黒瀬支所(本庁舎)	東広島市	官公署	未済			不明	
○	黒瀬支所(西庁舎)	東広島市	官公署	未済			不明	
○	黒瀬支所(別館)	東広島市	官公署	未済			不明	
-	広島県東広島庁舎 本庁舎	東広島市	官公署	済	要改修		なし	
-	東広島消防署安芸津分署	東広島市	消防署	済	要改修	現分署はH28解体予定	なし	
-	川上小学校 屋内運動場	東広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	原小学校 屋内運動場	東広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	東志和小学校 屋内運動場	東広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修		なし	
-	高屋西小学校 屋内運動場	東広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	東西条小学校 屋内運動場	東広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	平岩小学校 屋内運動場	東広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	御園宇小学校 屋内運動場	東広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	竹仁小学校 屋内運動場	東広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	向陽中学校 屋内運動場	東広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	八本松中学校 屋内運動場	東広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	志和中学校 屋内運動場	東広島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	寺西小学校 教室棟	東広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	郷田小学校 教室棟	東広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	板城小学校 教室棟	東広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	川上小学校 教室棟	東広島市	避難所	済	要改修	H28年度耐震改修工事予定	なし	校舎(5)改修済 校舎(4)未改修
-	原小学校 教室棟	東広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	西志和小学校 教室棟	東広島市	避難所	済	要改修		なし	
-	志和郷小学校 教室棟	東広島市	避難所	済	耐震性あり		あり	
-	高屋西小学校 教室棟	東広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	造賀小学校 教室棟	東広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	東西条小学校 教室棟	東広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	平岩小学校 教室棟	東広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	御園宇小学校 教室棟	東広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	板城西小学校 教室棟	東広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	三津小学校 教室棟	東広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	鳳早小学校 教室棟	東広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	西条中学校 教室棟	東広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	向陽中学校 教室棟	東広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	八本松中学校 教室棟	東広島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	志和中学校 教室棟	東広島市	避難所	済	要改修	H28年度耐震改修工事予定	なし	
-	安芸津中学校 教室棟	東広島市	避難所	済	要改修	H28年度耐震改修工事予定	なし	
-	高屋中学校 教室棟	東広島市	避難所	済	要改修	H28年度耐震改修工事予定	なし	校舎(25)改修済 校舎(24)未改修
-	東広島市中央生涯学習センター	東広島市	避難所	済	要改修	H28年度に解体予定	なし	
-	志和生涯学習センター	東広島市	避難所	済	耐震性あり		あり	
-	安芸津生涯学習センター	東広島市	避難所	済	要改修	H28年度に解体予定	なし	
-	東広島市八本松地域センター	東広島市	避難所	済	要改修		なし	
-	豊栄市民体育館	東広島市	避難所	済	要改修		なし	
-	下見福祉会館	東広島市	避難所	済	耐震性あり		あり	
-	黒瀬斎場	東広島市	主要な火葬場	済	耐震性あり		あり	
-	吉和支所	廿日市市	官公署	済	要改修	改修済	あり	
-	大野支所(旧館)	廿日市市	官公署	済	要改修	改修済	あり	
-	大野支所(新館)	廿日市市	官公署	済	要改修		なし	
-	宮島支所(広銀跡地)	廿日市市	官公署	済	耐震性あり		あり	
○	広島県廿日市庁舎 第1庁舎	廿日市市	官公署	未済			不明	
-	大野消防署	廿日市市	消防署	済	要改修	改修済	あり	
-	宮島消防署	廿日市市	消防署	済	要改修	改修済	あり	
-	広島県厚生農業協同組合連合会 広島総合病院(東病棟)	廿日市市	災害拠点病院	済	要改修		なし	
○	広島県厚生農業協同組合連合会 広島総合病院(検査管理棟)	廿日市市	災害拠点病院	済	要改修		なし	
-	宮内小学校 屋内運動場 15	廿日市市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	地御前小学校 屋内運動場 13	廿日市市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	佐方小学校 屋内運動場 6	廿日市市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	阿品台東小学校 屋内運動場 2	廿日市市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	玖島小学校 屋内運動場 7	廿日市市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	津田小学校 屋内運動場 11	廿日市市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	浅原小学校 屋内運動場 8	廿日市市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	

別表 防災業務等の中心となる建築物

平成28年3月末日 時点

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)	(と)	(ち)	(り)
耐震診断義務付け 対象：○ 対象外：-	名称	所在市町	大規模地震時の用途	耐震診断の実施状況	耐震診断の結果	耐震改修・建替え・除却の 予定、時期	耐震性	備考
-	宮島小学校 屋内運動場 9	廿日市市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	H28年度 解体予定	なし	
-	七尾中学校 屋内運動場 12	廿日市市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	阿品台中学校 屋内運動場 2	廿日市市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	廿日市高等学校屋内運動場棟 [26]	廿日市市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	平良体育館	廿日市市	避難所	済	要改修		なし	
-	大野体育館	廿日市市	避難所	済	要改修		なし	
-	大野市民センター	廿日市市	避難所	済	要改修		なし	
-	廿日市高等学校管理教室棟 [1-1]	廿日市市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	廿日市高等学校特別教室棟 [3-1]	廿日市市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	廿日市高等学校特別教室棟 [4]	廿日市市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
○	本庁舎 第1庁舎	安芸高田市	官公署	済	要改修	H29年度以降に改修予定	なし	
○	八千代支所	安芸高田市	官公署	未済			不明	
○	安芸高田警察署庁舎車庫及び武道場	安芸高田市	警察署	済	要改修	H28年度耐震改修予定	なし	
-	安芸高田警察署庁舎	安芸高田市	警察署	済	要改修	H28年度耐震改修予定	なし	
-	消防本部	安芸高田市	消防署	済	要改修	改修済	あり	
-	刈田小学校体育館	安芸高田市	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	甲田中学校	安芸高田市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
○	安芸高田少年自然の家	安芸高田市	避難所	未済			不明	
○	甲立基幹集落センター	安芸高田市	避難所	未済			不明	
-	江田島市役所本館	江田島市	官公署	済	要改修	H29年度改修予定	なし	
-	江田島市役所江田島支所	江田島市	官公署	済	要改修	H28年度改修予定	なし	
-	江田島警察署庁舎車庫及び武道場	江田島市	警察署	済	要改修	改修済	あり	
-	江田島警察署庁舎	江田島市	警察署	済	要改修	改修済	あり	
○	江田島市消防本部・江田島消防署(庁)	江田島市	消防署	済	要改修		なし	
-	江田島小学校体育館	江田島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	鹿川小学校体育館	江田島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	中町小学校体育館	江田島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	三高小学校体育館	江田島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	H28年度改修予定	なし	
-	柿浦小学校体育館	江田島市	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	中町小学校	江田島市	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	府中町立府中中学校(体育館)	府中町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	府中町立府中東小学校(体育館)	府中町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	府中町立府中中央小学校(体育館)	府中町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	府中町立府中中学校(体育館)	府中町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	府中町立緑ヶ丘中学校(体育館)	府中町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	安芸府中高等学校屋内運動場棟 [4-1]	府中町	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	安芸府中高等学校管理教室棟 [1-1]	府中町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	安芸府中高等学校普通教室棟 [1-3]	府中町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	安芸府中高等学校特別教室棟 [3-1]	府中町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	安芸府中高等学校特別教室棟 [3-2]	府中町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
○	海田町役場	海田町	官公署	未済		移転予定あり	不明	
-	海田警察署庁舎	海田町	警察署	済	要改修	改修済	あり	
-	海田警察署庁舎車庫及び武道場	海田町	警察署	済	要改修	改修済	あり	
-	海田中学校 屋内体育館	海田町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	海田小学校 屋内体育館	海田町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	海田東小学校 屋内体育館	海田町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	海田西小学校 屋内体育館	海田町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	海田南小学校 屋内体育館	海田町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	海田中学校 北校舎	海田町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	海田小学校 本館	海田町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	海田小学校 南校舎	海田町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	海田小学校 特別教室棟	海田町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	海田東小学校 本館	海田町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	海田東小学校 新館	海田町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	海田西小学校 特別教室棟	海田町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	海田西小学校 本館	海田町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	海田南小学校 1号館	海田町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	海田公民館	海田町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	海田車公民館	海田町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	海田高等学校特別教室棟 [3-1]	海田町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	海田高等学校管理室棟 [4-1]	海田町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	海田高等学校特別教室棟 [31-1]	海田町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	熊野第一小学校 屋内運動場	熊野町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	熊野第四小学校 屋内運動場	熊野町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	熊野中学校 屋内運動場	熊野町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	

別表 防災業務等の中心となる建築物

平成28年3月末日 時点

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)	(と)	(ち)	(り)
耐震診断義務付け 対象：○ 対象外：-	名称	所在市町	大規模地震時の用途	耐震診断の実施状況	耐震診断の結果	耐震改修・建替え・除却の 予定、時期	耐震性	備考
-	熊野東中学校 屋内運動場	熊野町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	熊野第一小学校 西校舎	熊野町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	熊野第一小学校 中校舎	熊野町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	熊野第二小学校 普通教室棟	熊野町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	熊野第三小学校 中校舎	熊野町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	熊野第三小学校 南校舎	熊野町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	熊野第四小学校 北校舎	熊野町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	熊野第四小学校 南校舎	熊野町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	熊野中学校 西校舎	熊野町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	熊野中学校 東校舎	熊野町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	熊野中学校 中校舎	熊野町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	熊野中学校 南校舎	熊野町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	熊野東中学校 普通教室棟	熊野町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	熊野東中学校 特別教室棟	熊野町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	坂小学校 (屋内運動場)	坂町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	坂中学校 (屋内運動場)	坂町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	坂小学校 (西校舎)	坂町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	横浜小学校 (西校舎)	坂町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	横浜小学校 (東校舎)	坂町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	小屋浦小学校 (校舎)	坂町	避難所	済	耐震性あり		あり	
-	坂中学校 (校舎)	坂町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
○	安芸太田町庁舎 (本館)	安芸太田町	官公署	未済			不明	
-	山県警察署庁舎	安芸太田町	警察署	済	要改修	H28年度耐震改修予定	なし	
○	山県警察署庁舎車庫及び武道場	安芸太田町	警察署	済	要改修	H28年度耐震改修予定	なし	
○	芸北支所庁舎	北広島町	官公署	未済			不明	
○	北広島町消防署	北広島町	消防署	未済		H31年度移転予定	不明	
-	大朝小学校 屋内運動場	北広島町	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	千代田中学校 屋内運動場	北広島町	避難所 (学校の体育館)	済	耐震性あり		あり	
-	加計高等学校芸北分校屋内運動場棟 [2]	北広島町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	千代田開発センター	北広島町	避難所	済	耐震性あり	H26年度～補強工事	あり	耐震工事、リフレッシュ工事
○	千代田中央公民館	北広島町	避難所	未済		H31年度改修予定	不明	
-	加計高等学校芸北分校管理教室棟 [20-	北広島町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
○	火葬場 (浄寿苑)	北広島町	主要な火葬場	未済			不明	
○	沖浦屋内運動場	大崎上島町	避難所 (学校の体育館)	未済			不明	
-	甲山中学校屋内運動場	世羅町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	せらひがし小学校屋内運動場	世羅町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	世羅中学校屋内運動場	世羅町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	西大田自治センター	世羅町	避難所	済	耐震性あり		あり	
-	神石高原町役場本庁舎	神石高原町	官公署	済	要改修	未定	なし	
-	油木小学校体育館	神石高原町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	豊松小学校体育館	神石高原町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	油木高等学校武道場棟 [42]	神石高原町	避難所 (学校の体育館)	済	要改修	改修済	あり	
-	豊松小学校	神石高原町	避難所	済	要改修	改修済	あり	
-	油木高等学校特別普通教室棟 [40-1]	神石高原町	避難所	済	要改修	改修済	あり	

※地域防災計画等の見直しや、耐震診断、耐震改修等の推進に併せ、原則毎年度見直す。

広島県耐震改修促進計画（第2期計画）

発行：平成28年3月

広島県土木建築局建築課

〒730-8511 広島市中区基町10-52

電話：082-513-4133

メール：dokenchiku@pref.hiroshima.lg.jp

URL：https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/